愛知郡広域行政組合

水道事業経営戦略

（改定版）

2026 年度～2035 年度

(令和 8 年度～令和 17 年度)

2026 年 3 月（令和 8 年 3 月）

愛知郡広域行政組合

目　次

第一章　経営戦略の改定に当たって

1　改定の趣旨…… 1
2　経営戦略の位置づけ…… 2
3　計画期間…… 2

第二章　水道事業の概要

1　水需要の推移
(1) 給水人口・給水戸数の推移…… 3
(2) 利用者別使用量の推移…… 3
(3) 一人当たり平均使用量の推移…… 4
(4) 口径別使用量・件数の推移…… 5
2　施設・管路の状況
(1) 浄水場…… 7
(2) 配水池…… 7
(3) 管路…… 8
3　経営の状況
(1) 損益の状況…… 10
(2) 企業債残高と資金の状況……11
(3) 水道料金……12
(4) 組織体制……14
(5) 人材育成……15
(6) 他団体と比較した経営状況……16

第三章　今後の事業環境と課題

1　給水人口の将来予測……29
2　水需要の将来予測……30
3　給水収益の将来予測……31
4　更新需要の増加と財源の確保
(1) 更新需要の増加……32
(2) 財源の確保……32
5　人材の確保と技術継承……33
6　民間の資金・ノウハウ等の活用……33
7　その他……33

第四章　投資・財政計画

1　水道事業経営の原則と経営戦略の考え方……34
2　投資計画
(1) 投資目標……35
(2) 水道ビジョンを踏まえた投資計画……35
(3) 経営の合理化・効率化に向けた取組……36
3　財政計画
(1) 財政目標……37
(2) 投資・財源の試算……37
(3) 収支ギャップ解消に向けた取組……38
(4) 経営指標によるシミュレーション比較……40
(5) 投資計画を踏まえた財政計画……44
4　投資・財政計画（収支計画）
(1) 前提条件……45
(2) 収益的収支……46
(3) 資本的収支……47
5　総括……48

第五章　経営基盤強化に向けた今後の取組

1　適正な料金水準

(1) 経費の予測と適正な料金水準の維持……49

(2) 料金水準の見直しとその影響……49

2　適正な財源確保

(1) 負担の公平性……50

(2) 財政運営の基本方針……50

3　技術継承のための人材育成

(1) 職種ごとの研修計画……50

(2) 職員間での技術継承……50

4　広域化等に係る取組

(1) ゆるやかな広域連携の推進……51

5　施設及び管路の長寿命化

(1) 施設の点検と管路診断……51

6　その他の取組

(1) デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進……51

第六章　経営戦略の事後検証等

1　事後検証及び経営戦略の改定について……52

附属資料

語句の説明 ……53

第一章　経営戦略の改定に当たって

1　改定の趣旨

愛知郡広域行政組合の水道事業は、1975 年（昭和 50 年）から東近江市の一部（愛東地区、湖東地区）と愛荘町の全域に給水を開始し、人口増加に伴う水需要に対応するため、施設整備を進めてきました。

しかし、水道事業を取り巻く社会情勢は、人口減少や節水器具の普及による水需要の減少、能登半島地震の大規模な自然災害の発生等、創設時から大きく変化しています。更に、老朽化した施設及び管路の更新、耐震化対策の強化に多額の費用が必要であり、厳しい経営環境の中で事業を運営していかなければなりません。

このような変化に対応するため、本組合では 2019 年（令和元年）に将来の水道の理想像を基本理念として、「鈴鹿山脈の大自然が育んだ安全・安心でおいしい地下水を未来へつなぐ」と定めて、「安全でおいしい水（安全）」「災害に強い水道施設（強靭）」「健全な事業運営でありつづける水道（持続）」を基本方針として『愛知郡広域行政組合水道ビジョン』を策定しました。

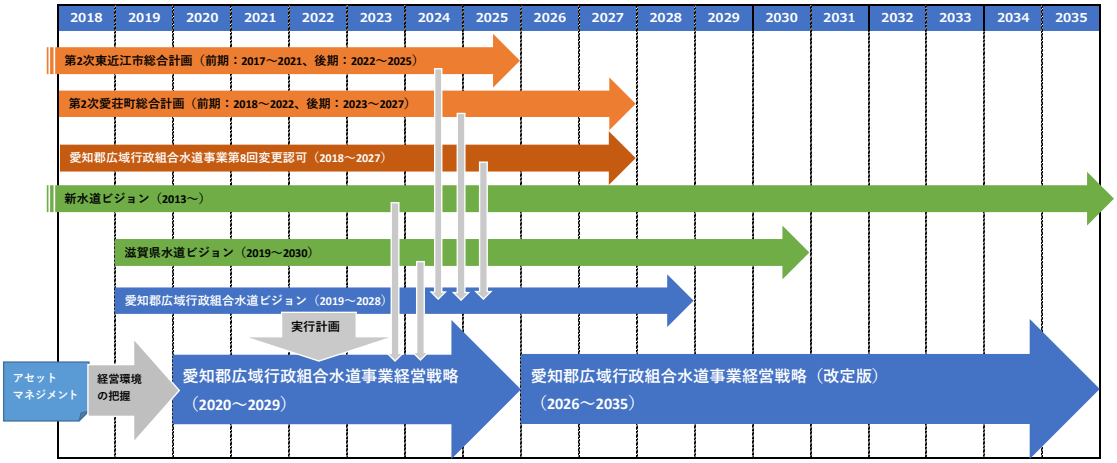
水道ビジョンで掲げた基本理念及び基本方針を実現させるため、将来投資の合理化を前提とした「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を定め、安全・安心でおいしい地下水を未来へつなぐため、より具体的な実行計画である『愛知郡広域行政組合水道事業経営戦略』を 2020 年 3 月（令和 2 年 3 月）に策定しました。

その後、総務省は 2019 年 3 月（平成 31 年 3 月）に「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」、2022 年 1 月（令和 4 年 1 月）に「経営戦略の改定推進について」を通知し経営戦略の見直しを求めており、更なる中長期的な「投資」と「財政」の両面から今後の経営の方向性を見据え、これまでの財政投資による事業計画と経営成果を検証し、安定した経営基盤の維持強化及び財政マネジメントの向上を図るため改定を行うものです。

2　経営戦略の位置づけ

本組合では 2017 年度（平成 29 年度）にアセットマネジメントを行い、今後の経営環境の見通しについて議論を重ねてきました。そして、今後の人口減少等を踏まえ『愛知郡広域行政組合水道事業第 8 回変更認可』により計画給水人口等、計画値の変更を行いました。2019 年度（令和元年度）に策定した水道ビジョンは、給水区域である第２次東近江市総合計画及び第２次愛荘町総合計画との整合性を図り、厚生労働省の新水道ビジョンの方針に留意し、2019 年度（令和元年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの 10 年間に取り組む計画と目標を示し、本組合の水道事業における最も基本となる計画として位置づけています。

水道ビジョンとの整合性を確保しつつ、本経営戦略を改定し、水道事業における中長期的な経営の基本計画として位置づけています。



図表 1-1　愛知郡広域行政組合水道事業経営戦略の位置づけ

3　計画期間

2019 年度（令和元年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの 10 年間を計画期間とした水道ビジョンを策定しており、『経営戦略策定・改定ガイドライン』（総務省）では、計画期間について 10 年以上の合理的な期間を設定することを求めています。そのため、2026 年度（令和 8 年度）から 2035 年度（令和 17 年度）までの 10 年間を本経営戦略の計画期間とします。

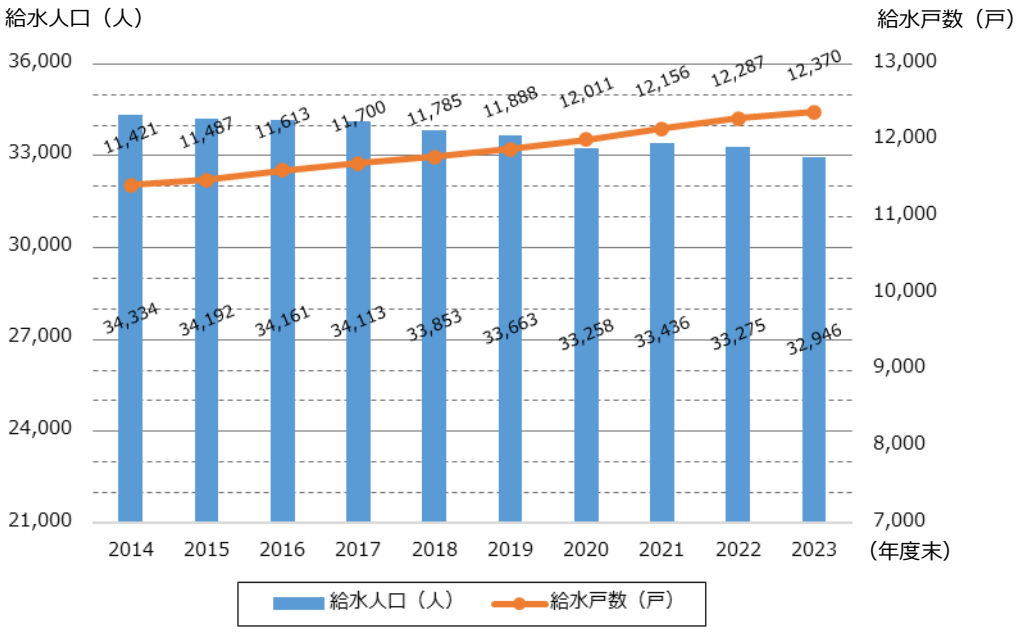
第二章　水道事業の概要

1　水需要の推移

(1) 給水人口・給水戸数の推移

給水戸数は 2014 年度末（平成 26 年度末）の 11,421 戸に対して、2023 年度末（令和 5 年度末）では 12,370 戸となり、約 8 パーセント増加しています。給水人口は 34,334 人に対して、32,946 人となり、約 4 パーセント減少しています。

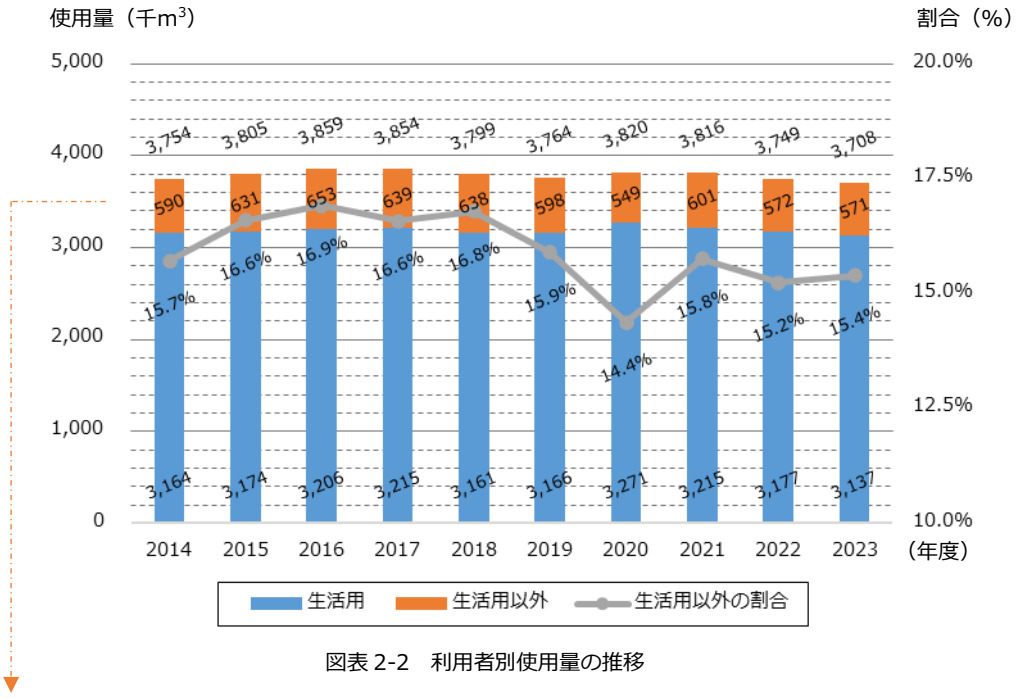
給水戸数は宅地開発等により増加傾向にありますが、少子高齢化等の影響により、給水人口は減少しています。



図表 2-1　給水人口・給水戸数の推移

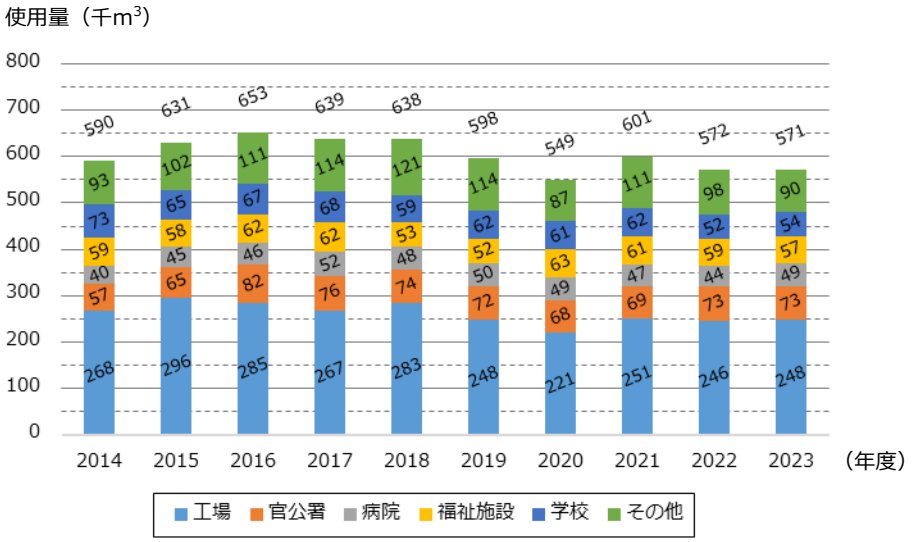
(2) 利用者別使用量の推移

使用量全体は過去 10 年間、減少傾向にあります。使用量全体に占める生活用以外（工場用・業務用等）の割合も緩やかな減少傾向であり、使用量の大部分は生活用であるものの、生活用以外の使用量も相対的に重要性を増してきていると言えます。



図表 2-2　利用者別使用量の推移

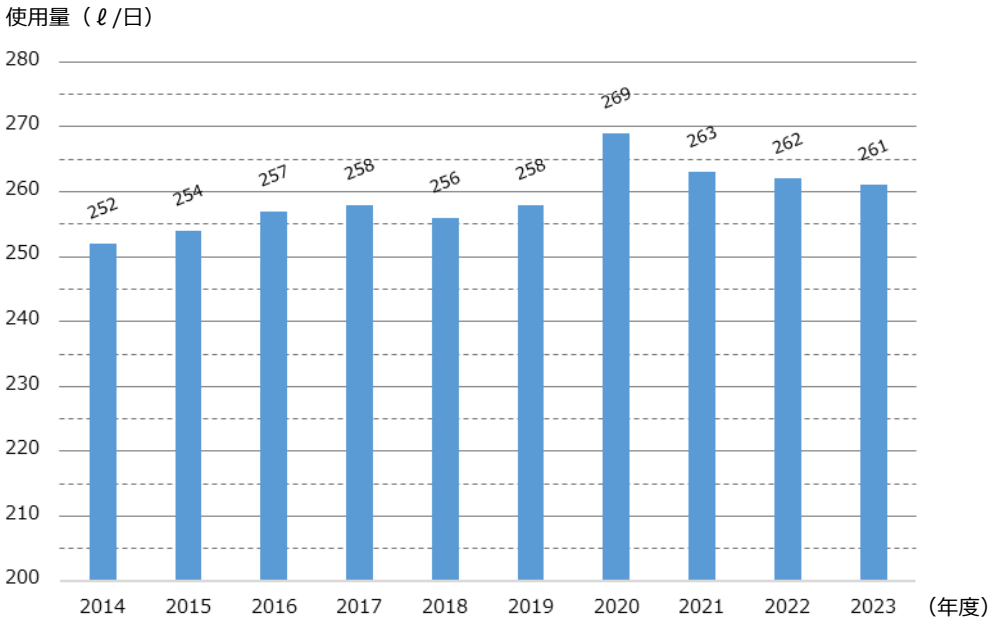
＜「生活用以外」の使用量の内訳＞



図表 2-3　生活用以外の使用量の推移

(3) 一人当たり平均使用量の推移

一人が一日で生活に使用する水量の推移は、2014 年（平成 26 年）から 2019 年（令和元年）までほぼ横ばいで推移していますが、2020 年（令和 2 年）のコロナウイルス感染症の影響により増加となり、その後は減少傾向が続いています。

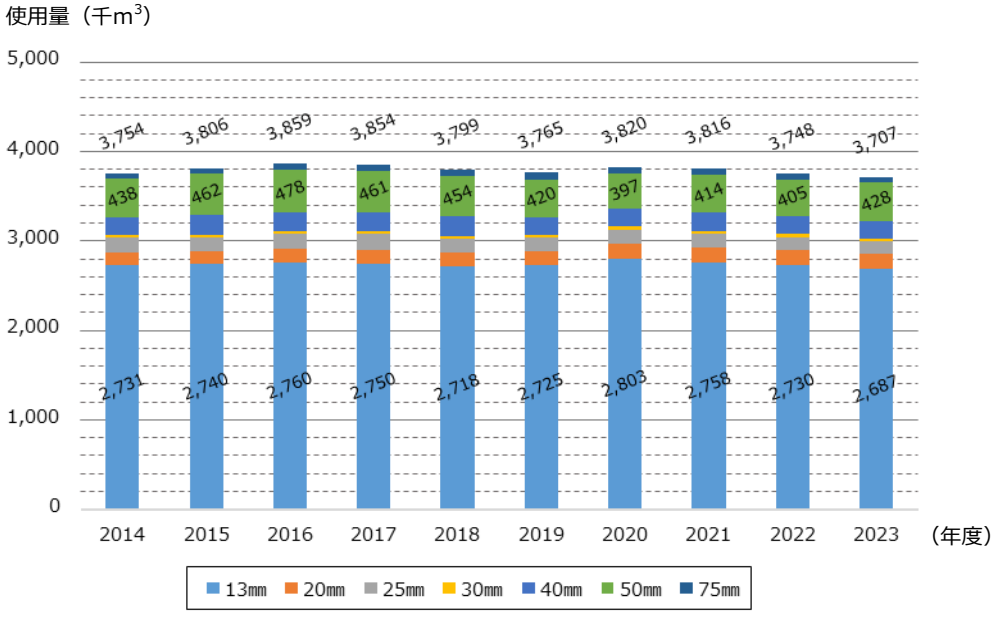


図表 2-4　一人当たり平均使用量（※）の推移

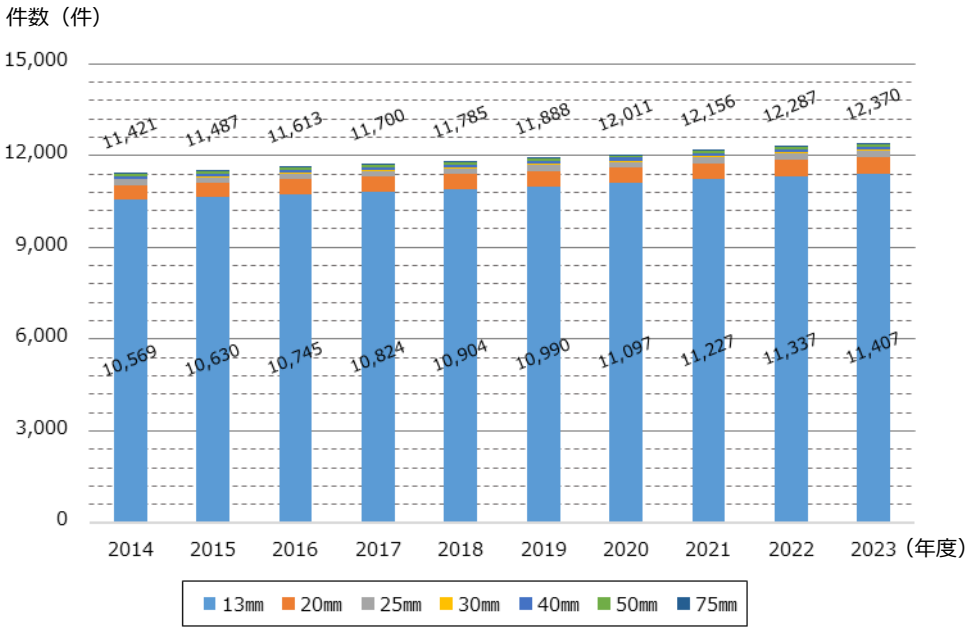
※一人当たり平均使用量＝（年間生活用有収水量÷年度末給水人口）÷365 日で算出しています。

(4) 口径別使用量・件数の推移

メータ口径 13 ミリメートルの使用量が全体の約 72 パーセントを占め、次に口径 50 ミリメートルが約 11 パーセントを占めています。口径別件数では、口径 13 ミリメートルが全体の約 92 パーセントを占めています。



図表 2-5　口径別使用量の推移



図表 2-6　口径別件数の推移

2014 年度（平成 26 年度）と 2023 年度（令和 5 年度）のメータ口径別使用量及び件数から 1 件当たりの平均使用量を計算すると、概ね減少しています。

	2014 年度（平成 26 年度）			2023 年度（令和 5 年度）			1 件当たり増減比較	
口径	使用量（千 m^3）	件数（件）	1 件使用量（m^3/件）	使用量（千 m^3）	件数（件）	1 件使用量（m^3/件）	増減量（m^3）	増減率（%）
Φ13mm	2,731	10,569	258	2,688	11,407	236	▲23	▲9
Φ20mm	143	467	307	165	544	304	▲3	▲1
Φ25mm	160	180	888	140	190	736	▲152	▲17
Φ30mm	28	34	812	31	48	648	▲164	▲20
Φ40mm	199	81	2,453	198	96	2,062	▲391	▲16
Φ50mm	438	86	5,098	428	81	5,279	181	4
Φ75mm	55	4	13,874	58	4	14,475	601	4
合計	3,754	11,421	329	3,707	12,370	300	▲29	▲9

注）1 件使用量の計算では使用量千立方メートル未満の数値も含めて計算した後、1 立方メートル未満を四捨五入しています。1 件当たり増減比較の増減率は小数点以下四捨五入しています。

図表 2-7　1 件当たり平均使用量の増減比較

2　施設・管路の状況

(1) 浄水場

（2024 年 3 月末現在の状況）

浄水場名	浄水処理能力	水源	浄水方法	耐震	建設年度
鯰江浄水場	15,530m^3/日	深井戸 8 眼	脱炭酸処理	○	2016 年 （平成 28 年）
中戸浄水場	1,970m^3/日	深井戸 2 眼	除鉄除マンガン処理 pH 処理	－	1981 年 （昭和 56 年）

図表 2-8　施設（浄水場）

(2) 配水池

（2024 年 3 月末現在の状況）

配水池及び調整池名		有効容量	構造	耐震	建設年度
低区配水池	1 号	4,600m^3	プレキャスト コンクリート造（PC 造）	○	2020 年 （令和 2 年）
	2 号	1,600 m^3	〃	○	1994 年 （平成 6 年）
中区配水池	1 号	700 m^3	〃	○	1981 年 （昭和 56 年）
	2 号	700 m^3	〃	○	1991 年 （平成 3 年）
第一高区配水池		700 m^3	〃	○	1972 年 （昭和 47 年）
第二高区配水池		700 m^3	〃	○	1990 年 （平成 2 年）
最高区配水池		80 m^3	ステンレスパネル造 （SUS 造）	○	2005 年 （平成 17 年）
松尾寺調整池		500 m^3	プレキャスト コンクリート造（PC 造）	○	2005 年 （平成 17 年）

図表 2-9　施設（配水池）

＜高区配水区域の統合＞

第一高区配水池は文化財指定地域内であり、今後増築や改築は行えないため、第一高区機能を第二高区配水池へ移転し高区配水区域の統合を行う。

(3) 管路

（2024 年 3 月末現在の状況）

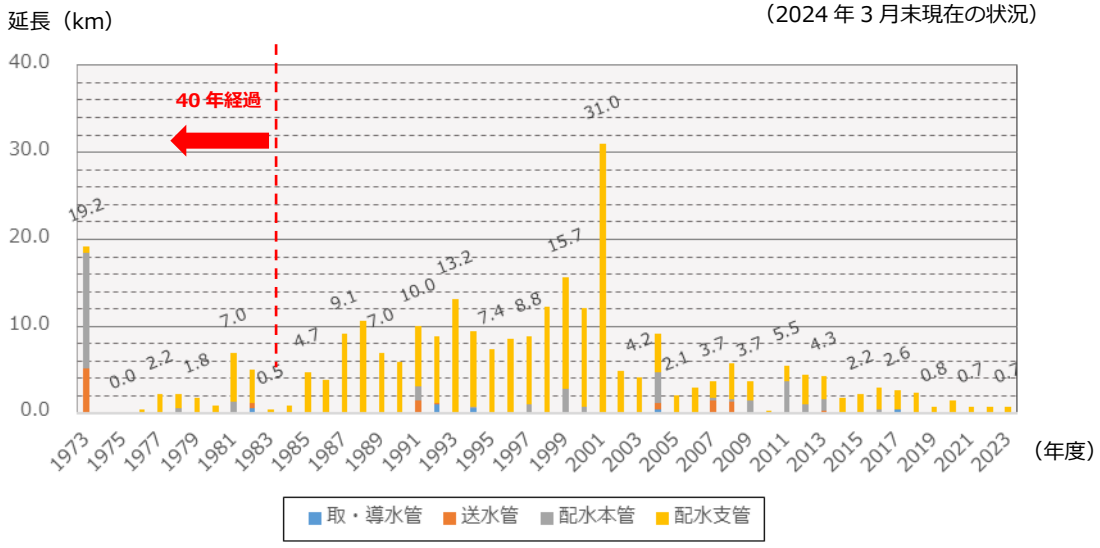
管路の種類	口径	耐震管	耐震適合管	非耐震管	合計	法定耐用年数経過
取水・導水管	Φ300mm 未満	1.1km	0.0km	2.2km	3.3km	0.6km
送水管	Φ300～Φ500mm	3.3km	0.8km	7.4km	11.5km	5.7km
配水本管	Φ250～Φ600mm	8.5km	3.7km	22.6km	34.8km	15.8km
配水支管	Φ250mm 未満	14.9km	42.4km	179.1km	236.4km	17.0km
管路合計		27.8km	46.9km	211.3km	286.0km	39.1km

注）100m 未満は四捨五入しています。

図表 2-10　管路

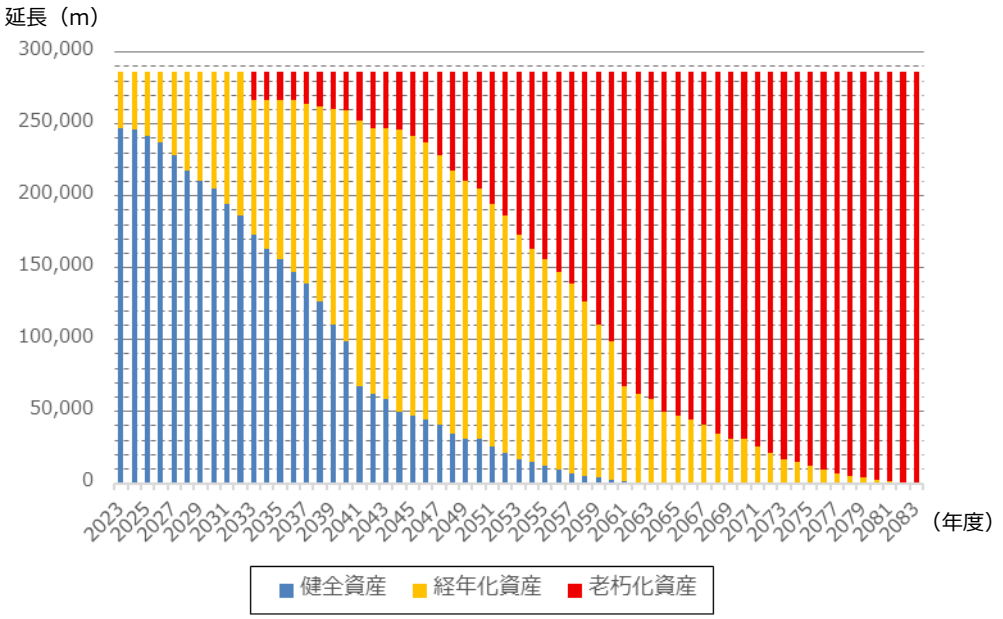
1975 年（昭和 50 年）に給水開始して以来、管路の整備を行い総延長は 2023 年度（令和 5 年度）で約 286 キロメートルとなっており、そのうち導水管、送水管及び口径 250 ミリメートル以上の配水管を「基幹管路」と位置づけています。

総延長のうち約 39 キロメートルが法定耐用年数の 40 年を経過しており、今後も増加することが見込まれることから、適切な更新投資計画に基づいて耐震化を含めた更新を進めていく必要があります。



図表 2-11　年度別布設延長

更新を実施しなかった場合の管路の健全度は図表 2-12 となります。現時点では法定耐用年数以内の健全管路が約 86 パーセントですが、管路を更新しなければ徐々に経年化管路が増加し、30 年後の 2052 年度（令和 34 年度）には健全管路が約 7 パーセントとなるため、管路の更新を計画的に進めていく必要があります。



図表 2-12　管路の健全度

※　健全資産
　経過年数が法定耐用年数以内の資産（問題なく使用できると考える時間経過以内の資産）

※　経年化資産
　経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産（リスクはそれほど高くないが今後の更新を考えていくべき資産）

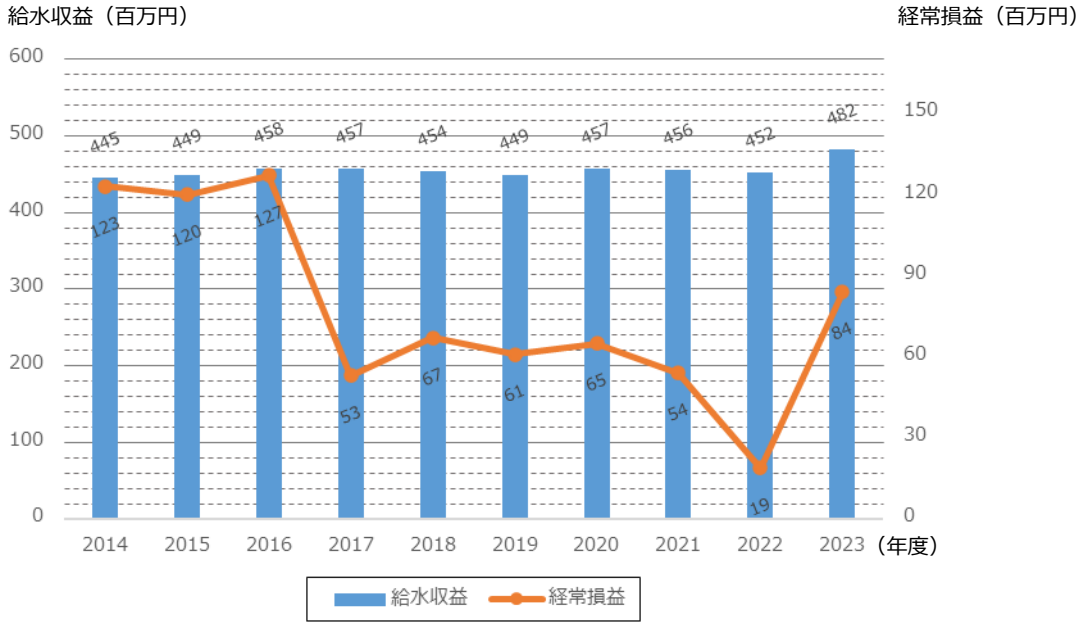
※　老朽化資産
　経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産額（適切な使用期間を超えて使用が継続しており、速やかに更新することが望ましい資産）

3　経営の状況

(1) 損益の状況

給水収益は 2022 年度（令和 4 年度）まで横ばいの状況が続いており、経常損益は 2016 年度（平成 28 年度）まで、長期前受金戻入※の影響等により一定の状態を保っていましたが、施設及び管路の更新に伴う減価償却費の増加等により、2017 年度（平成 29 年度）以降、経常損益が大きく減少しました。しかし、2023 年度（令和 5 年度）の料金改定※により給水収益が増加したことに伴い、経常損益も上昇しました。

2024 年度（令和 6 年度）の 2 段階目の料金改定により、経常損益の更なる増加を見込んでいますが、今後の老朽管更新に伴う減価償却費の増加が見込まれ、将来的に経常損益は減少することが予想されます。



図表 2-13　給水収益・経常損益の推移

※　長期前受金戻入

地方公営企業会計制度の見直しにより、補助金等を財源に取得した固定資産の減価償却は、補助金等の部分については減価償却を行わない「みなし償却制度」が廃止されました。この制度の廃止により、資産取得時の財源として補助金等を受けた場合、資産の減価償却は、補助金等に対する部分も含めた償却とし、これ以後減価償却する資産に対する補助金等については、「負債」（繰延収益のうち「長期前受金」）に計上した上で、減価償却に併せて毎年「長期前受金戻入」として収益化を行うものです。

※　料金改定

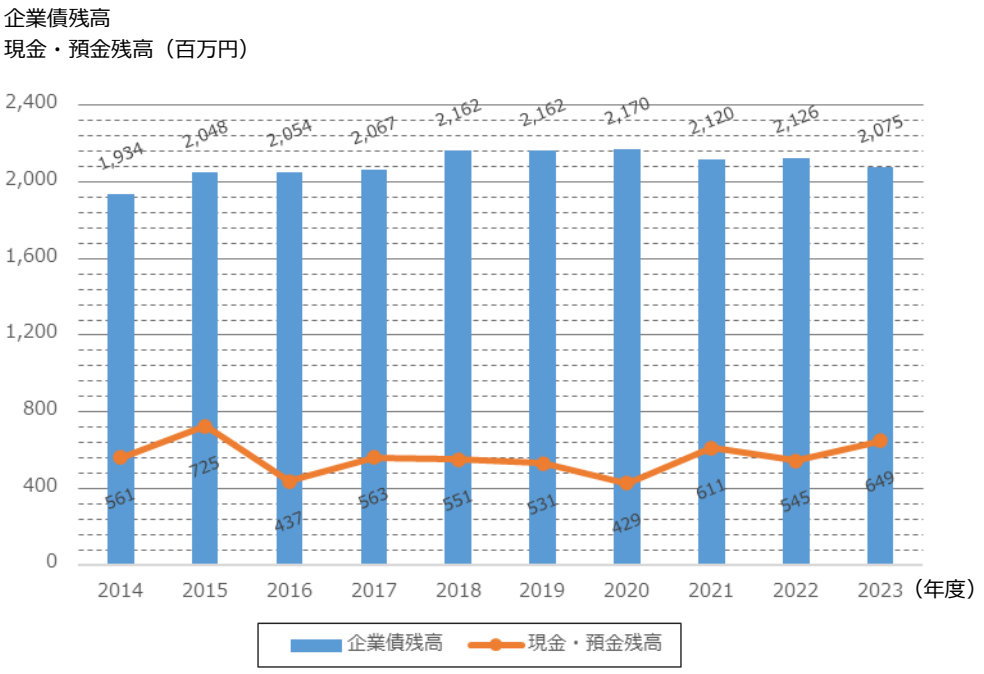
2023 年（令和 5 年）5 月検針分から 9 パーセントの料金改定を実施し、2024 年（令和 6 年）5 月検針分からさらに 9 パーセントの料金改定を実施。

(2) 企業債残高と資金の状況

企業債の残高及び現金・預金残高は施設及び管路の更新に伴い横ばい状態が続いています。今後、法定耐用年数が経過した管路が増加する一方で、水道事業を健全に運営していくために古くなった管路の更新を引き続き進めていく必要があります。2023 年度（令和 5 年度）と 2024 年度（令和 6 年度）の 2 段階による料金改定により、ある程度の資金は確保できると予測します。ただし、本格的な更新には莫大な費用が伴うため、定期的な財政状況の分析を行い、費用の削減または必要に応じて水道料金の見直し時期について検討し財源確保を行う必要があります。

企業債の起債による資金は、将来償還（返済）しなければならない資金であり、また利子の支払いも発生します。

少子高齢化社会により給水人口が減少し、節水型器具の普及により水需要は徐々に減少しています。そのため、企業債の残高が増え続ければ、将来世代に負担を先送りすることから企業債残高を減少させる必要があります。



図表 2-14　企業債残高及び現金・預金残高の推移

(3) 水道料金

水道料金は、「基本料金」と「従量料金」で構成され「基本料金」は、使用水量に関わらず発生する料金で、水道メータの口径別に料金が設定されています。「従量料金」は、基本水量を超えた範囲の使用水量に応じて発生する料金です。

2023 年（令和 5 年）4 月以降及び 2024 年（令和 6 年）4 月以降の 2 段階による料金改定後の水道料金は図表 2-15 のとおりです。

【水道料金表（臨時用除く）】

口径	基本水量	2023 年（令和 5 年）4 月以降		2024 年（令和 6 年）4 月以降	
		基本料金	従量料金（1m³ 当たり）	基本料金	従量料金（1m³ 当たり）
Φ13mm	10m³	1,351 円	11～50m³ 105 円 51～200m³ 114 円 201m³～ 125 円	1,473 円	11～50m³ 114 円 51～200m³ 124 円 201m³～ 136 円
Φ20mm	20 m³	2,700 円	21～50m³ 105 円 51～200m³ 114 円 201m³～ 125 円	2,943 円	21～50m³ 114 円 51～200m³ 124 円 201m³～ 136 円
Φ25mm	30 m³	4,049 円	31～50m³ 105 円 51～200m³ 114 円 201m³～ 125 円	4,413 円	31～50m³ 114 円 51～200m³ 124 円 201m³～ 136 円
Φ30mm	40 m³	5,399 円	41～50m³ 105 円 51～200m³ 114 円 201m³～ 125 円	5,885 円	41～50m³ 114 円 51～200m³ 124 円 201m³～ 136 円
Φ40mm	60 m³	8,098 円	61～200m³ 114 円 201m³～ 125 円	8,827 円	61～200m³ 124 円 201m³～ 136 円
Φ50mm	100 m³	13,495 円	101～200m³ 114 円 201m³～ 125 円	14,710 円	101～200m³ 124 円 201m³～ 136 円
Φ75mm	300 m³	40,486 円	301m³～ 125 円	44,130 円	301m³～ 136 円

注）上記は消費税抜きの金額で、基本料金と従量料金の合計金額に消費税を加算（10 円未満端数切捨て）します。

図表 2-15　水道料金表

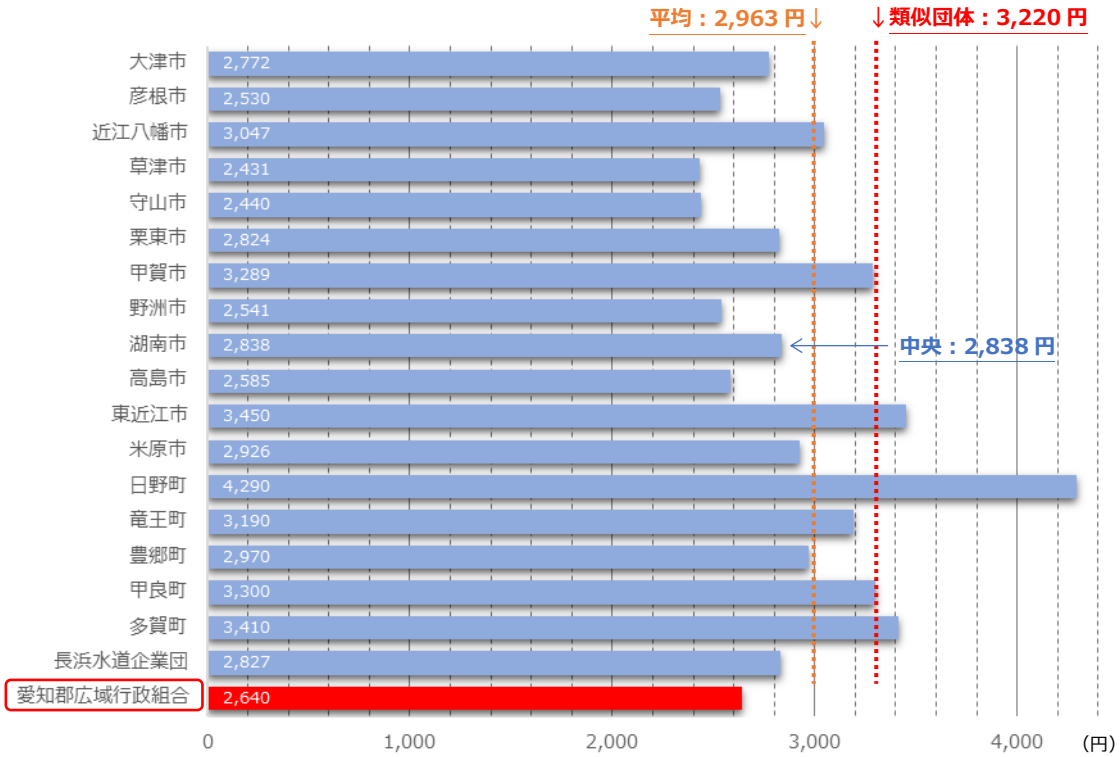
2023 年度（令和 5 年度）の料金体系で一般家庭の 1 箇月使用量を 20 立方メートルとした場合、メータ口径 13 ミリメートルの水道料金は、以下のように算定されます。

【基本料金】：10 立方メートルまで 1,351 円

【従量料金】：（使用量 20 立方メートル－基本料金分 10 立方メートル）×単価 105 円
＝1,050 円

基本料金 1,351 円と従量料金 1,050 円の合計 2,401 円に消費税を加算した金額（10 円未満の端数は切り捨て）となります。この水道料金は県内の他の水道事業体と比較すると低い料金水準です。

滋賀県内 1 箇月の生活用 20 立方メートル当たりの水道料金の比較



注 1）上記の金額は消費税を含んだ金額で表示しています。

注 2）2023 年（令和 5 年）1 段階目の料金改定後の金額で比較しています。

出典：各団体の経営比較分析表（令和 5 年度決算）より作成

図表 2-16　滋賀県内の家庭用水道料金比較

2023 年度（令和 5 年度）末時点で、滋賀県内の 19 団体の合計金額を団体数で除して求めた平均値は 2,963 円となります。また、湖南市の 2,838 円が 19 団体の中央値となります。本組合の料金 2,640 円は、平均値よりも約 11.0 パーセント低い水準になります。なお、2024 年（令和 6 年）4 月の 2 段階目料金改定後の料金 2,870 円で比較すると、平均値は2,975円となり平均値より約4パーセント低い水準となります。また、本組合の 2,870 円が 19 団体の中央値となります。

類似団体※における 2023 年度（令和 5 年度）の 1 箇月 20 立方メートル当たりの家庭用料金は 3,220 円となっており、本組合の料金 2,640 円は、この金額よりも約 18.0 パーセント低い水準となり、2024 年（令和 6 年）4 月の 2 段階目料金改定後の料金 2,870 円と比較しても約 11.0 パーセント低い水準となります。

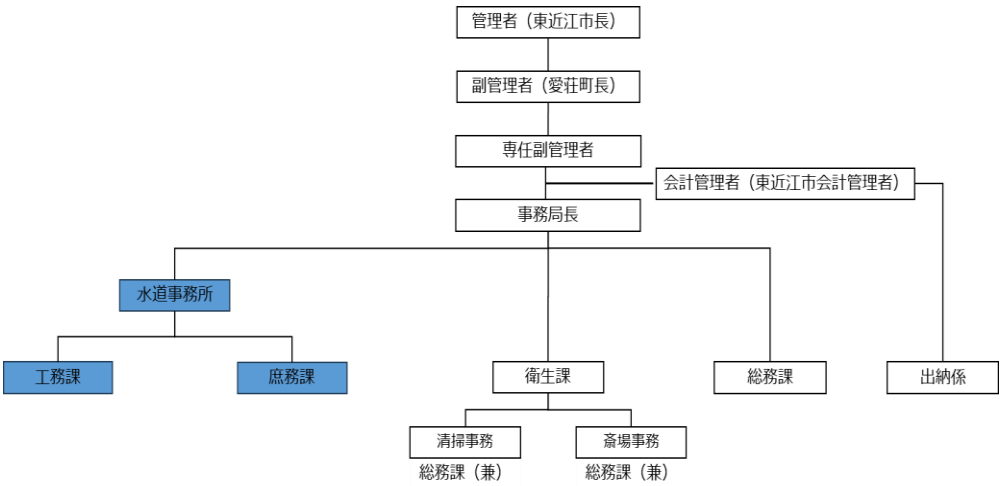
※総務省による類似団体区分が A5（現在給水人口規模が 3 万人以上 5 万人未満の末端給水事業）の団体です。

(4) 組織体制

2023 年度（令和 5 年度）末時点で、事務職員 6 人、技術職員 5 人、会計年度任用職員 2 人で運営しています。

特に、30 歳未満の職員が少ないため、中堅以上の職員が有している技術やノウハウを次世代へどのように伝えていくかが課題となっています。

2023 年度末現在



図表 2-17　組織体制

	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
事務職員		1	1	2	2		6
技術職員		1	2	2			5
会計年度任用職員			1	1			2

図表 2-18　年齢別職員数

(5) 人材育成

職員の技術力向上を目的に、水道関係団体が主催する研修会へ積極的に参加しています。また、技術継承の一環として経験豊富な職員による現場教育も行っています。これらはすぐに習得できるものではないため、今後も継続して取り組むことが重要であると考えています。

その他にも、業務に関連する資格について取得するよう取り組みを行っています。

主催団体名	研修会名称	
公益社団法人 日本水道協会	水道基礎講座	水道技術者ブロック研修
	水道事業事務研修会（経営中級）	漏水防止講座
	未納料金対策実務研修会	水道技術管理者資格取得講習会
	水道技術者研修会（B コース）	配管設計講習会
大阪市水道局	新規勤務技術職員基礎研修	配水管工事設計研修
	配水管工事施工管理研修	漏水調査（修繕）管路保全研修
	断通水・洗浄排水作業研修	給水装置の基準・給水装置工事研修
	給水装置模擬設計研修	竣工検査模擬体験研修
	給水装置の維持管理及び事故事例研修	計装設備研修
	ポンプ設備研修（初級）	営業業務（未納整理）研修
	経理・経営分析研修	
財団法人　滋賀県建設技術センター	市町土木技術職員基礎研修（初級）	
	技術管理（工事監督）研修	
京都市上下水道局	配管維持管理研修（実践編）	

図表 2-19　主な研修会参加実績（令和 5 年度までの実績）

(6) 他団体と比較した経営状況

経営状況を比較する他団体は、類似団体及び滋賀県内における末端給水事業を行う水道事業者とし、それぞれ平均値を算出して本組合の経営指標と比較を行います。

類似団体とは本組合と同程度の現在給水人口規模が 3 万人以上 5 万人未満の末端給水事業の団体です。上水道事業を行っている法適用団体のうち、給水人口規模が 3 万人以上 5 万人未満の事業者数は全国で 2023 年度（令和 5 年度）現在 198 事業者になります（令和 5 年度地方公営企業年鑑第 3 章事業別 1．水道事業（2）経営規模別事業者数調より）。

また、滋賀県内の末端給水事業を行っている事業者は 2023 年度（令和 5 年度）時点で 19 事業者になります。

比較する経営指標は「経営比較分析表」（令和 5 年度決算）の経営指標のうち以下の指標を対象とします。

① 経常収支比率（パーセント）↑
② 流動比率（パーセント）↑
③ 企業債残高対給水収益比率（パーセント）↓
④ 料金回収率（パーセント）↑
⑤ 給水原価（円）↓
⑥ 施設利用率（パーセント）↑
⑦ 有収率（パーセント）↑
⑧ 有形固定資産減価償却率（パーセント）↓
⑨ 管路経年化率（パーセント）↓
⑩ 管路更新率（パーセント）↑

なお、上記の指標のうち、数値が高いほど良好な場合 ↑ 、低いほど良好な場合 ↓ で表示します。

① 経常収支比率（パーセント）↑

計算式：（経常収益 / 経常費用）×100

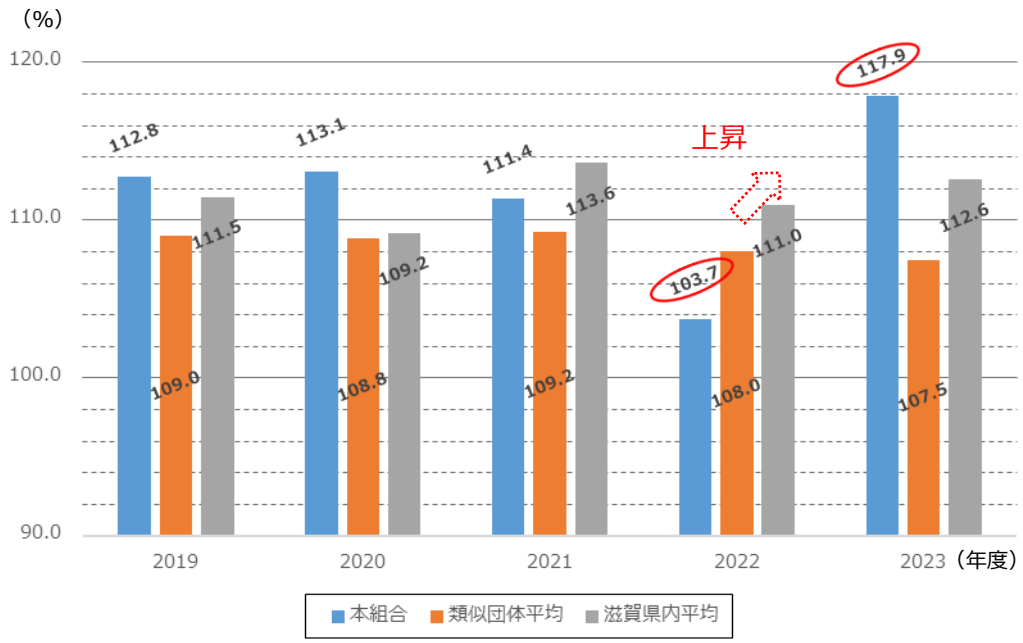
出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す代表的な指標の一つであり、比率が高いほど良好となります。比率が 100 パーセント未満であると経常損失が生じていることになります。

本組合では、2 段階による料金改定のうち 1 段階目の料金改定を 2023 年（令和 5 年）5 月検針分から実施したことにより給水収益（営業収益）が増加したため、2022 年度（令和 4 年度）の 103.7 パーセントから 2023 年度（令和 5 年度）では 117.9 パーセントまで上昇し、類似団体平均・滋賀県内平均と比較しても高い水準となりました。

2024 年（令和 6 年）5 月検針分から 2 段階目の料金改定を行い、更なる収益の増加は見込まれるものの、今後の老朽化した施設及び管路の更新投資によって減価償却費の増加が見込まれるため、定期的な水道料金適正化の検討と費用減少に繋がる対策を講じなければ比率は低下することとなります。

【経常収支比率】



出典：経営比較分析表（令和５年度年度決算）

図表 2-20　経常収支比率の比較推移

② 流動比率（パーセント）⬆

計算式：（流動資産 / 流動負債） ×100

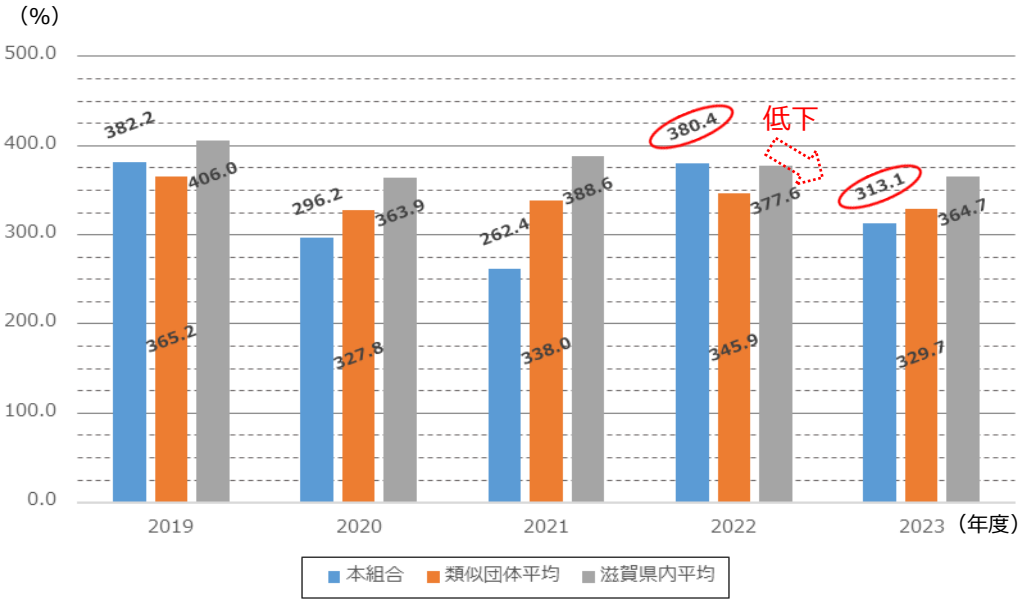
出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

流動負債に対する流動資産の割合を示すもので、短期債務（1 年以内）の支払能力を表す指標であり、比率が高いほど良好となります。民間企業は、200 パーセント以上が望ましいとされていますが、水道事業の場合は料金収入がコンスタントに入ってくる事業形態のため、民間企業で望ましいとされる水準よりも優良な値を示す傾向にあります。

流動比率が高ければ、建設改良事業等に利用できる資金等が大きいことを意味します。本組合では 2019 年度（令和元年度）から 4 箇年をかけて低区新 1 号配水池築造工事を、2021 年度（令和 3 年度）から 2 箇年をかけて中央監視システム更新工事を実施したことにより流動資産が減少し、その後は上昇したが 2023 年度（令和 5 年度）に鯰江旧 3 号再生改修工事の実施により再び低下し、比率が類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して低い水準にあります。

今後も施設及び管路の更新投資の資金が必要となることから、資金が枯渇しないように対策を講じる必要があります。

【流動比率】



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-21　流動比率の比較推移

③　企業債残高対給水収益比率（パーセント）

計算式：（企業債現在高合計 / 給水収益） ×100

出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

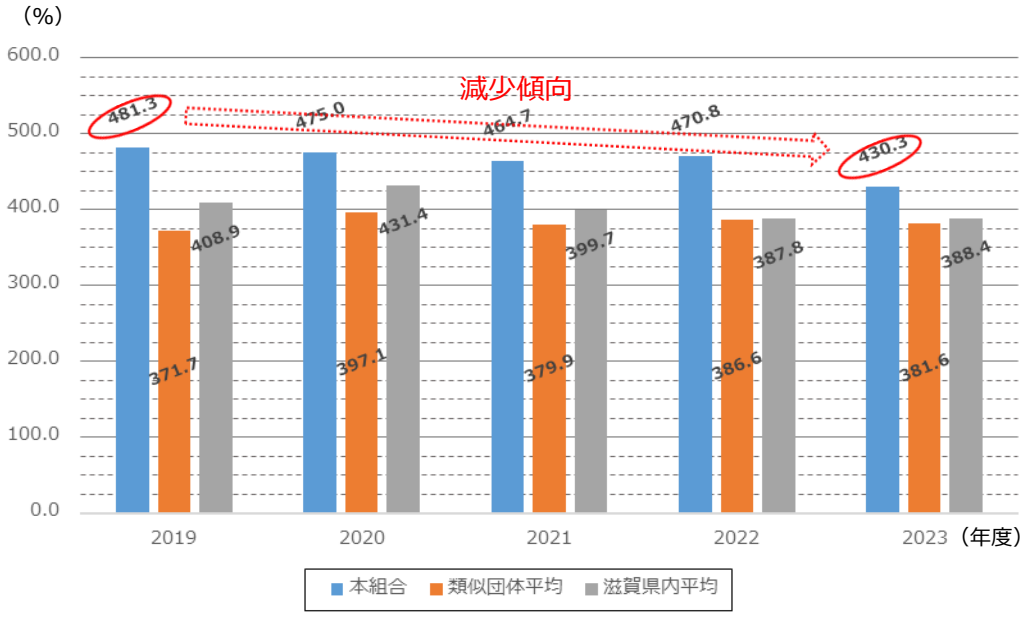
給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高の規模を表す指標であり、比率が低いほど良好となります。

水道事業は多額の設備投資が必要な事業であることから、すべてを内部留保によって賄うことは難しく、企業債により一定の財源を確保する必要があります。

しかし、企業債の残高が大きくなれば、支払利息等の負担が経営を圧迫する可能性もあり、本組合の企業債残高は減少傾向にあるものの 2023 年度（令和 5 年度）現在で給水収益に対して約 430 パーセント（4.3 倍）となっており、類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して高い水準にあります。

将来、さらに給水人口の減少が見込まれる中で、適切な比率を堅持していかなければ将来世代に対して負担を先送りする結果となることから、将来の給水人口の規模に見合った更新投資及び費用の平準化を行う等、投資金額の抑制を図りつつ、過度に企業債に頼らない経営を行うことが必要です。

【企業債残高対給水収益比率】



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-22　企業債残高対給水収益比率の比較推移

④　料金回収率（パーセント）⬆

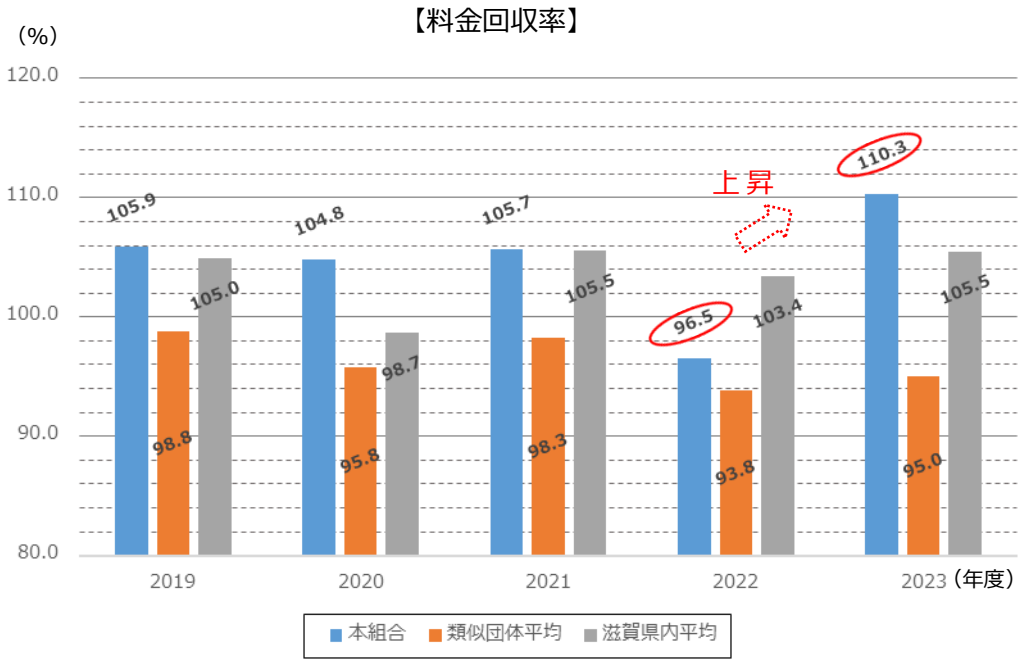
計算式：（供給単価 / 給水原価）　×100

出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、比率が高いほど良好となります。

供給単価は１年間の有収水量１立方メートル当たりの得られる収益です。給水原価は１年間の有収水量１立方メートル当たりに係る費用です。この比率が 100 パーセントを下回っている場合は、給水に係る費用を料金収入等で賄えていないことを意味します。本組合では、原水が地下水であり水質が良好で処理費用を抑えられるため、給水原価が低く、料金水準を低く抑えても料金回収率は、類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して高い水準を保ってきました。

しかし、物価高騰や減価償却費（営業費用）が増加した影響等により給水原価が上昇したため、2022 年度（令和４年度）では 96.5 パーセントまで低下しましたが、料金改定により 2023 年度（令和５年度）では 110.3 パーセントに上昇しました。今後、さらに老朽化した施設及び管路の更新投資により、減価償却費が増加することで給水原価の上昇が見込まれます。そのため、給水原価に見合った供給単価にすることで、料金回収率を 100 パーセント以上の適正な水準に保つことが必要となります。



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-23　料金回収率の比較推移

⑤　給水原価（円）⬇

計算式：{経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入}　/　年間総有収水量

出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

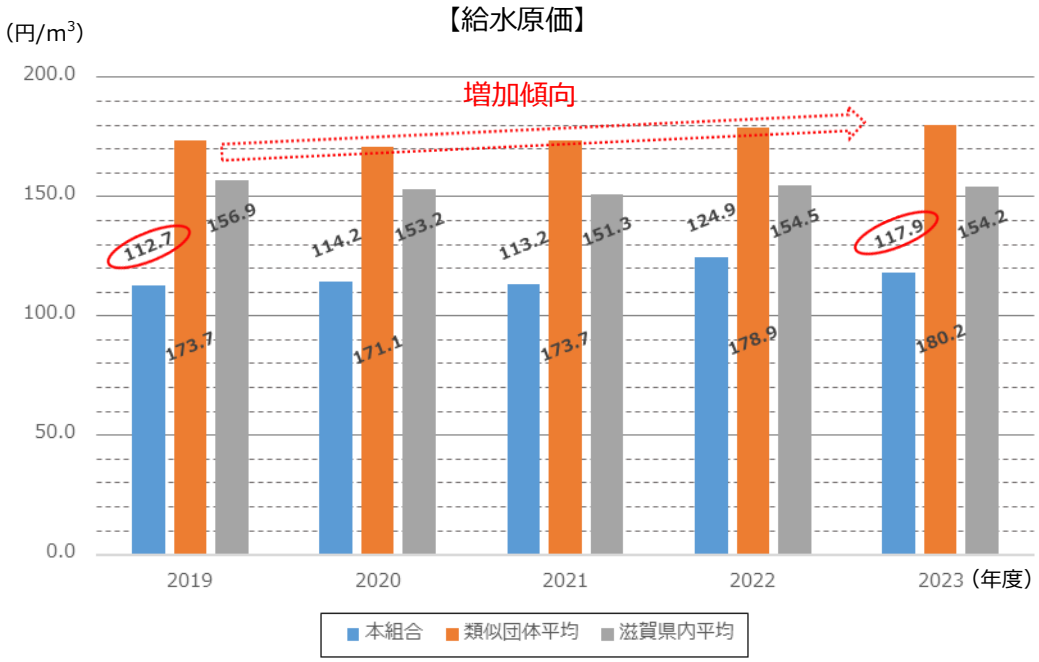
有収水量 1 立方メートル当たりに、どれだけ費用が掛かっているかを表した指標であり、原価が低いほど良好となります。

ただし、給水原価は水源及び原水水質等の違いにより、給水の経費に大きな差があるため、給水原価の水準だけで経営の優劣を判断することは難しいと言えます。

本組合では、原水水質が良好で処理費用を抑えられてきたので、給水原価が類似団体及び滋賀県内平均と比較して低い水準を保っています。

しかし、少子高齢化による給水人口の減少と節水型器具の普及による水需要の減少、更には物価高騰や更新工事への投資による減価償却費の増加により給水原価は増加傾向にあります。

今後も、老朽化した施設及び管路の更新投資に伴う減価償却費の増加により、給水原価の上昇が見込まれます。



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-24　給水原価の比較推移

⑥　施設利用率（パーセント）⬆

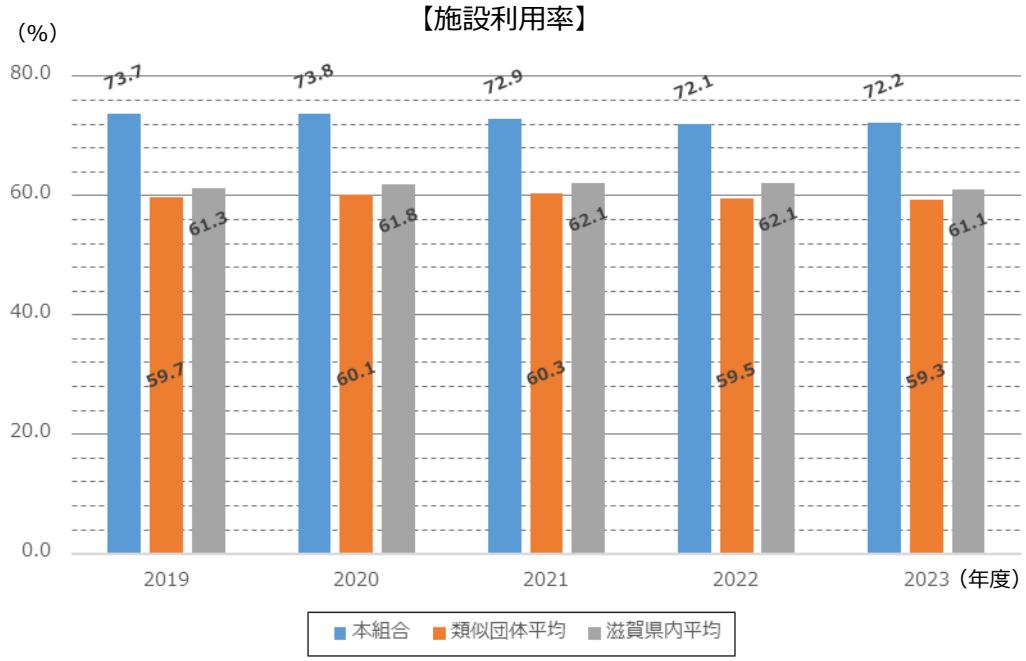
計算式：（一日平均配水量 / 一日配水能力 ）×100

出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合を示すもので、施設の利用状況や適正規模を表した指標であり、比率が高いほど良好となります。

類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して高い比率を保持していますが、今後の給水人口減少を背景とした水需要の低下を考慮すると、比率が低下することが考えられます。

今後、施設の老朽化に伴う更新に際して水需要の動向を踏まえ、施設規模の縮小及び管路のダウンサイジング等の検討を行い、適切な施設規模で効率的な経営を行うことが必要です。



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-25　施設利用率の比較推移

⑦　有収率（パーセント）↑

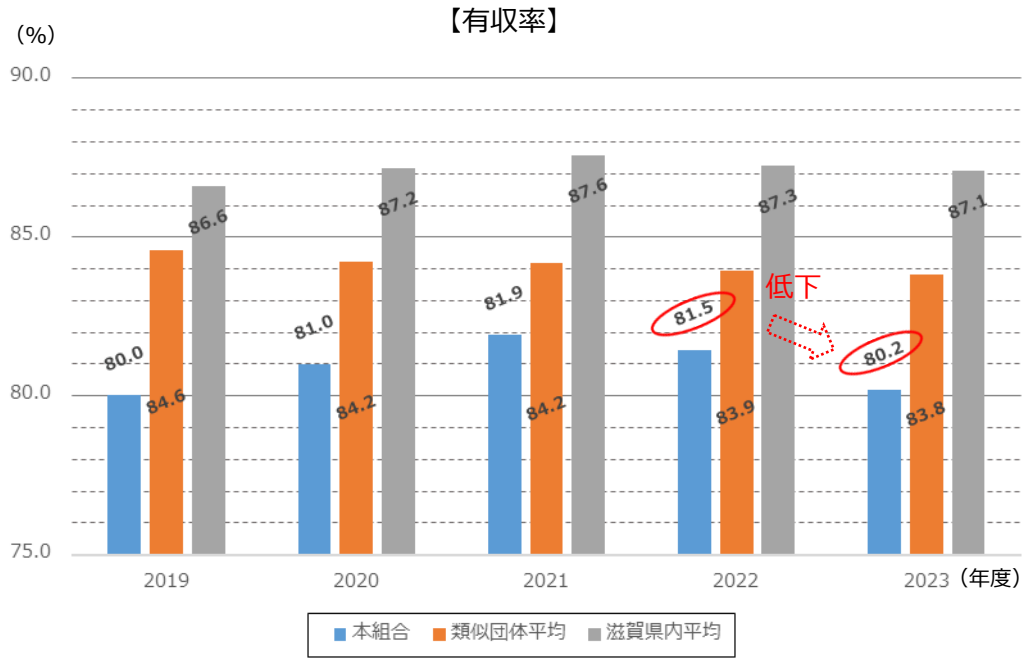
計算式：（年間総有収水量 / 年間総配水量）　×100

出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

施設の稼働が収益に繋がっているかを表した指標であり、比率が高いほど良好となります。

有収率は 100 パーセントに近いほど良いとされ、漏水防止及び経営効率向上の観点で重視される指標です。近年は、水源の有効活用、漏水量の減少による省エネルギー効果という環境負荷軽減の観点からも注目されるようになっています。

現状は類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して、有収率が低い水準となっています。本組合では近年、有収率が低下傾向であり、2023 年度（令和 5 年度）において 80.2 パーセントに低下しています。毎年漏水調査業務による早期発見と修繕を行っていますが有収率向上には結びついていないため、更なる老朽管の更新を進めるとともに漏水調査方法の検討等、有収率向上に向けて対策を講じる必要があります。



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-26　有収率の比較推移

⑧　有形固定資産減価償却率（パーセント）⬇

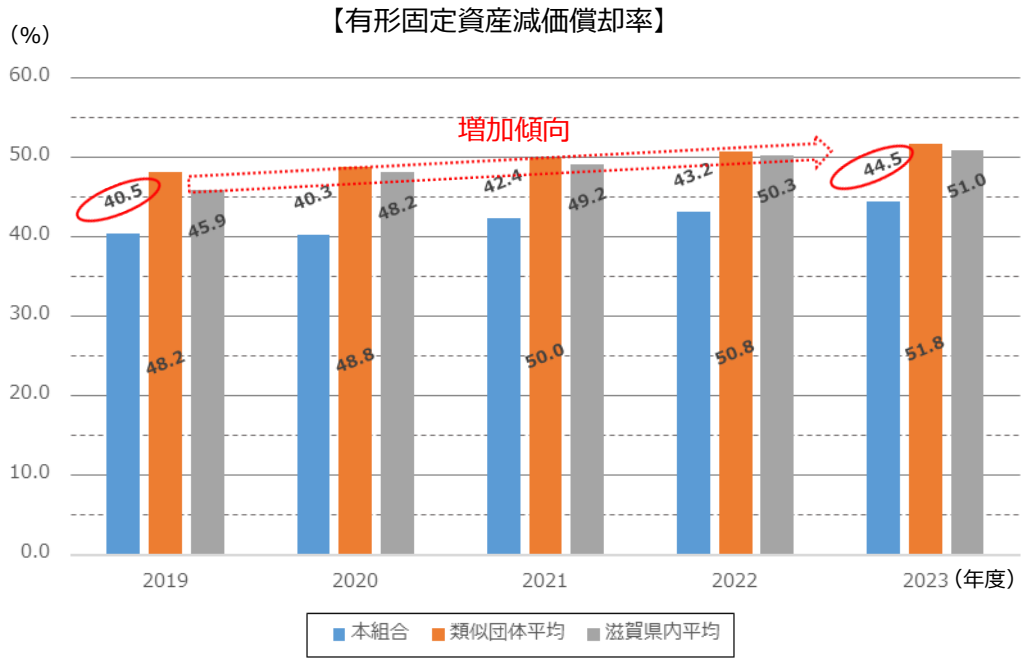
計算式:(有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価) ×100

出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

資産の老朽化度合いを示すもので、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、比率が低いほど良好となります。

この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設更新等の必要性を推測することができます。

そのほか、老朽化状況を示す指標である「管路経年化率」「管路更新率」の状況を踏まえ総合的に判断することが必要になります。本組合では、この比率は類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して、低い水準で推移していますが、増加傾向が続いており管路及び施設の更新工事を継続的に進めていく必要があります。なお、「管路経年化率」「管路更新率」については、次ページ以降に記載しています。



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-27　有形固定資産減価償却率の比較推移

⑨　管路経年化率（パーセント）

計算式：（法定耐用年数を経過した管路延長 / 管路延長） ×100

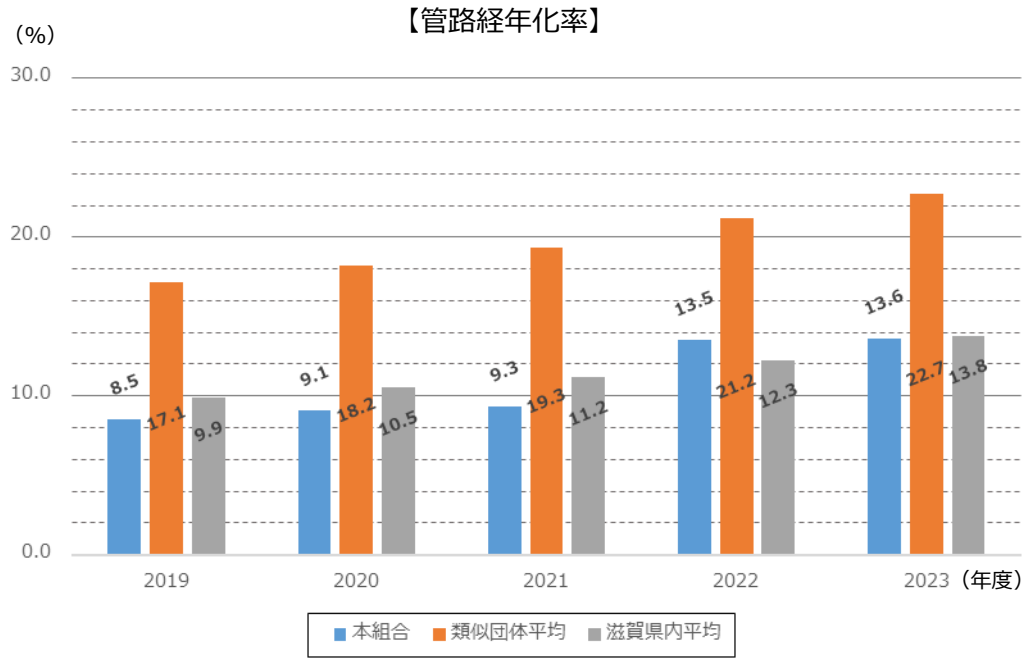
出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

管路の老朽化度合いを示すもので、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標であり、比率が低いほど良好となります。

この比率が高いほど、法定耐用年数を経過した管路が多いことを示しており、管路の更新等の必要性があると推測することができます。

また、そのほかの老朽化状況を示す指標である「有形固定資産減価償却率」「管路更新率」の状況を踏まえ、総合的に判断することが必要になります。本組合では、管路経年化率は類似団体平均及び滋賀県内平均と比較して、現状は低い水準で推移しています。

ただし、今後耐用年数に達して更新時期を迎える管路が増加していくため、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要があります。



出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-28　管路経年化率の比較推移

⑩　管路更新率（パーセント）⬆

計算式：（当該年度に更新した管路延長 / 管路延長）　×100

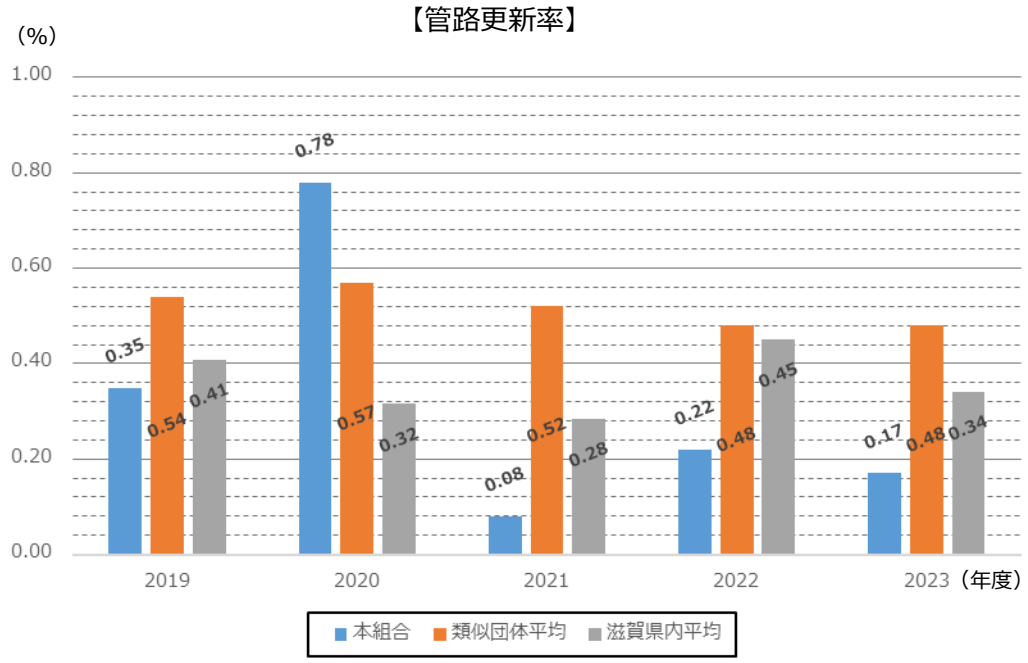
出典：総務省 令和５年度決算経営比較分析表「経営指標の概要（水道事業）」の算出式（法適用企業）より

管路の更新ペースや状況を示すもので、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標であり、比率が高いほど良好となります。

この比率が高い場合、管路の更新ペースが速いことを意味します。例えば、管路更新率が毎年約１パーセントで推移している場合、更新の周期が概ね 100 年であると言えます。仮に法定耐用年数の 40 年周期で管路更新を行う場合には、年平均 2.5 パーセントの更新が必要になります。

管路の更新は、財政負担を分散させるため平準化することが望ましく、管路更新にあたっては、耐震化及び長寿命化の視点も重要であり、これらを踏まえた更新計画を策定し、計画的に実施していく必要があります。

本組合は施設更新を優先しているため類似団体平均及び滋賀県内平均より、低い比率となり、管路更新率が １ パーセント未満となっていますが、管路の更新が今後本格化した場合に同比率が上昇しますが、費用を平準化するとともに、更新投資の財源確保が課題となります。



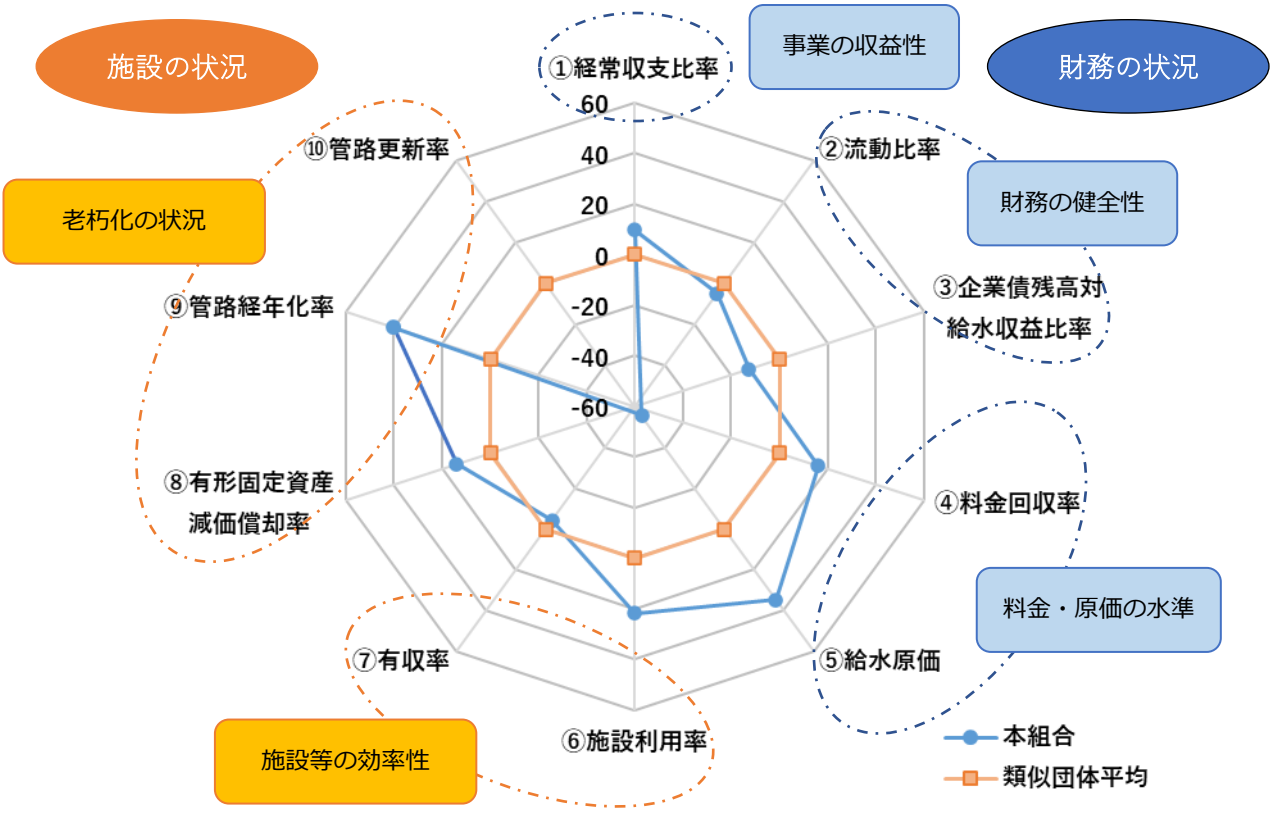
出典：経営比較分析表（令和５年度決算）

図表 2-29　管路更新率の比較推移

＜2023 年度（令和 5 年度）経営指標の類似団体平均との比較＞

グラフは中心から外側に向かうほど良好な数値を示しています。

※類似団体：本組合と同程度の現在給水人口規模が 3 万人以上 5 万人未満の末端給水事業の団体です。

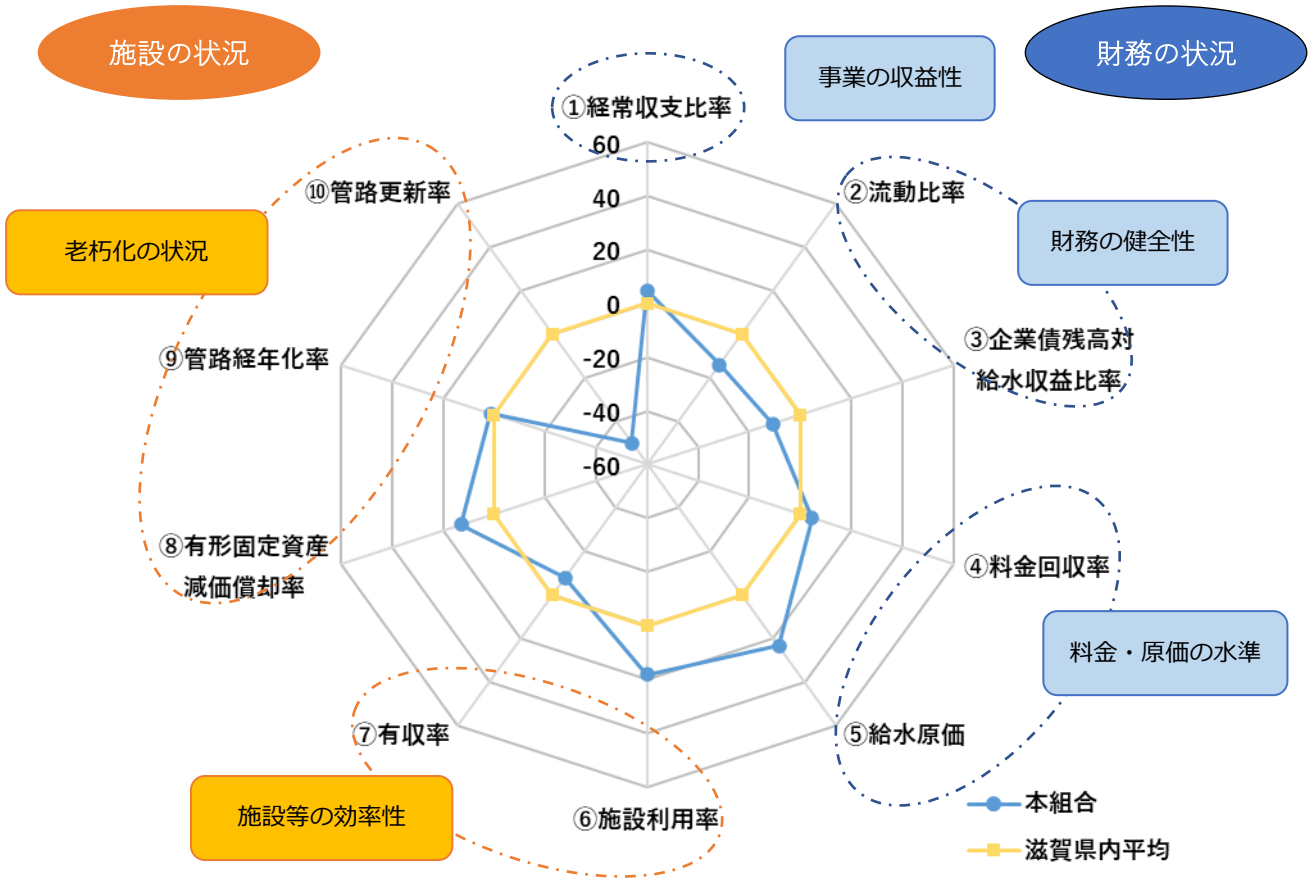


経営指標（2023 年度（令和 5 年度））		本組合	類似団体平均	数値の見方
①経常収支比率	事業の収益性	117.9%	107.5%	高いほど良好
②流動比率	財務の健全性	313.1%	329.7%	高いほど良好
③企業債残高対給水収益比率	財務の健全性	430.3%	381.6%	低いほど良好
④料金回収率	料金・原価の水準	110.3%	95.0%	高いほど良好
⑤給水原価（m^3 当たり）	料金・原価の水準	117.9 円	180.2 円	低いほど良好
⑥施設利用率	施設等の効率性	72.2%	59.3%	高いほど良好
⑦有収率	施設等の効率性	80.2%	83.8%	高いほど良好
⑧有形固定資産減価償却率	老朽化の状況	44.5%	51.8%	低いほど良好
⑨管路経年化率	老朽化の状況	13.6%	22.7%	低いほど良好
⑩管路更新率	老朽化の状況	0.17%	0.48%	高いほど良好

図表 2-30　類似団体平均との経営状況比較

＜2023 年度（令和 5 年度）経営指標の滋賀県内平均との比較＞

グラフは中心から外側に向かうほど良好な数値を示しています。



経営指標（2023 度（令和 5 年度））		本組合	滋賀県内平均	数値の見方
①経常収支比率	事業の収益性	117.9%	112.6%	高いほど良好
②流動比率	財務の健全性	313.1%	364.7%	高いほど良好
③企業債残高対給水収益比率	財務の健全性	430.3%	388.4%	低いほど良好
④料金回収率	料金・原価の水準	110.3%	105.5%	高いほど良好
⑤給水原価（m^3 当たり）	料金・原価の水準	117.9 円	154.2 円	低いほど良好
⑥施設利用率	施設等の効率性	72.2%	61.1%	高いほど良好
⑦有収率	施設等の効率性	80.2%	87.1%	高いほど良好
⑧有形固定資産減価償却率	老朽化の状況	44.5%	51.0%	低いほど良好
⑨管路経年化率	老朽化の状況	13.6%	13.8%	低いほど良好
⑩管路更新率	老朽化の状況	0.17%	0.34%	高いほど良好

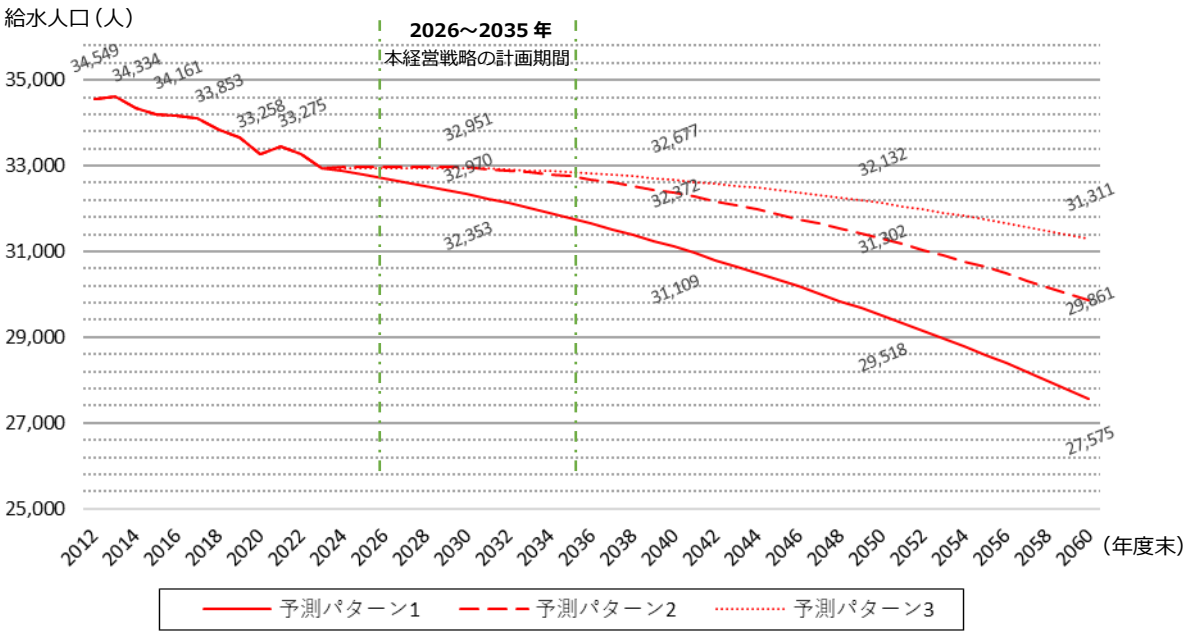
図表 2-31　滋賀県内平均との経営状況比較

第三章　今後の事業環境と課題

1　給水人口の将来予測

本組合の水道事業は、1975 年（昭和 50 年）に東近江市の一部（愛東地区、湖東地区）と愛荘町の全域に給水を開始して以来、人口増加に伴う水需要に対応してきました。

しかし、人口減少や節水型器具の普及による水需要の減少は、本組合の給水区域内においても本格化しており、2023 年度末（令和 5 年度末）の給水人口 32,946 人に対して、本経営戦略の最終年度である 2035 年度末（令和 17 年度末）の給水人口の予測値は、31,787 人から 32,861 人と見込んでいます。



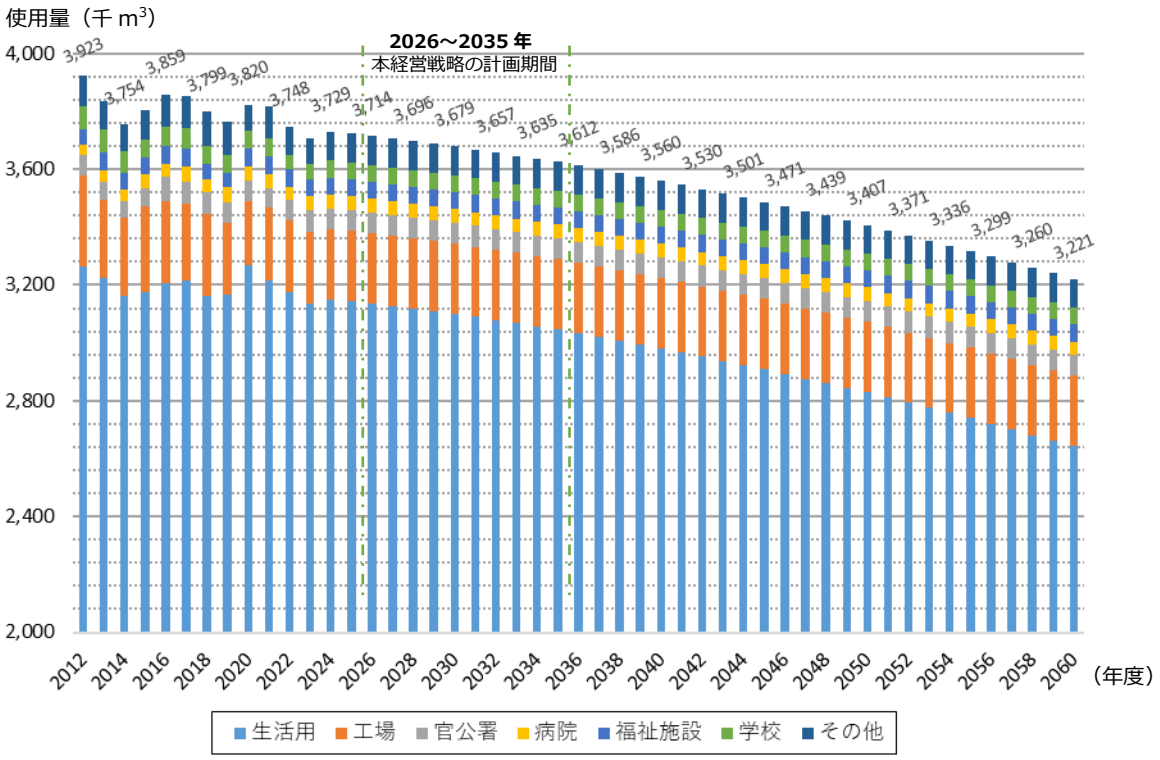
図表 3-1　給水人口の実績推移及び将来予測

<将来給水人口の予測>

予測パターン 1、予測パターン 2 及び予測パターン 3 は 2023 年度（令和 5 年度）末の給水人口に人口減少率を乗じて計算しています。人口減少率は「東近江市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」、「第 2 期愛荘町みらい創生戦略人口ビジョン編（令和 2 年 3 月）」におけるシミュレーションから予測人口の減少率より年平均の減少率を独自に試算しています。予測パターン 1 は国立社会保障・人口問題研究所の推計に依拠、予測パターン 2 は予測パターン 1 に合計特殊出生率の上昇を加味、予測パターン 3 は予測パターン 2 に人口移動（純移動率）がゼロで推移すると仮定した両自治体の「人口ビジョン」の将来人口予測値を使用しています。なお、上記のグラフは 2023 年度（令和 5 年度）までは実績値で表示しており、2024 年度（令和 6 年度）以降、予測値で表示しています。

2　水需要の将来予測

水需要について、生活用が全体の大部分を占めるため、給水人口の減少に伴い水需要も減少していくものと見込んでいます。将来の給水人口が予測パターン 1 の場合、2023 年度（令和 5 年度）の水需要は約 3,707 千立方メートルであったのに対して、本経営戦略の最終年度である 2035 年度（令和 17 年度）の水需要の予測値は、約 3,625 千立方メートルになると推測しています。



図表 3-2　水需要の実績推移及び将来予測

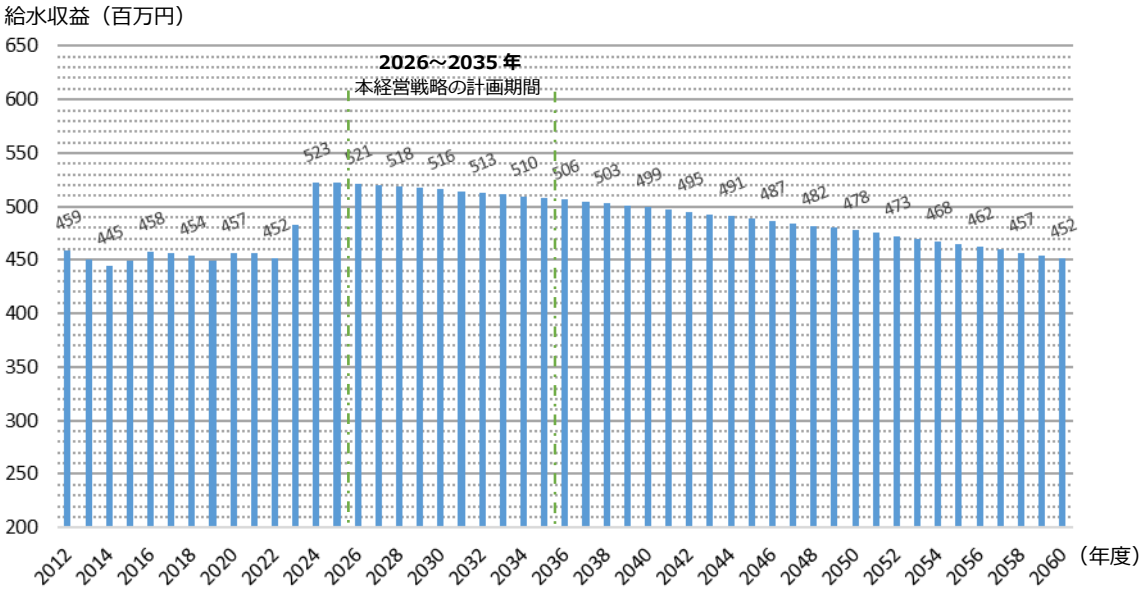
<将来水需要の予測>

水需要の将来予測は給水人口について予測パターン 1 の給水人口に 2019 年度（令和元年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 1 人当たり年間使用量の平均値を乗じて算出しています。また、生活用以外の水需要は、2019 年度（令和元年度）から 2023 年度（令和 5 年度）まで年間使用量の平均値を予測値として算出しています。上記グラフは 2023 年度（令和 5 年度）まではすべて実績値で表示しており、2024 年度（令和 6 年度）以降予測値で表示しています。

3　給水収益の将来予測

給水収益について、2023 年度（令和 5 年度）と 2024 年度（令和 6 年度）実施の 2 段階による料金改定により給水収益は増加しますが、それ以降は人口減少に伴う水需要の減少に伴い給水収益も減少していくと予想されます。

2023 年度（令和 5 年度）は約 482 百万円の給水収益に対して、本経営戦略の最終年度である 2035 年度末（令和 17 年度）の給水収益予測値は、約 508 百万円と推測しています。



図表 3-3　給水収益の実績推移及び将来予測

<将来給水収益の予測>

「第 3 章 2 水需要の将来予測」の値に、2019 年度（令和元年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの供給単価の平均値を乗じた金額を給水収益とする方法を用いて計算しています。上記グラフは 2023 年度（令和 5 年度）まではすべて実績値、2024 年度（令和 6 年度）は決算見込み値で表示しており、2025 年度（令和 7 年度）以降予測値で表示しています。

4　更新需要の増加と財源の確保

(1) 更新需要の増加

本組合の水道事業は、2 箇所の浄水場と 5 箇所の配水池、1 箇所の調整池のほか、約 286 キロメートルに及ぶ管路を保有しています。土地等を含む有形固定資産全体の取得価額は約 90 億円となっており、そのうち減価償却費として費用化された金額は約 40 億円になります。管路等を含む構築物の取得価額は全体の約 76 パーセントの約 68 億円で、減価償却費としてすでに費用化された金額は約 31 億円になります。有形固定資産における管路の占める割合が高いため、法定耐用年数である 40 年が経過した老朽管の更新を計画的に進める必要があります。

しかし、更新には莫大な費用が必要となるため管種選定による長寿命化や広域化を見据えた適正な施設規模への投資、更新時期についても毎年実施している管体調査の結果を踏まえ優先度を設定し計画的に更新を行う必要があります。

(2) 財源の確保

本経営戦略の計画期間である 2026 年度（令和 8 年度）から 2035 年度（令和 17 年度）までの 10 年間で建設改良費が約 23 億円（年平均で約 2.3 億円）必要になると試算しました。

一方、将来の給水人口の減少が見込まれる中で 2023 年度（令和 5 年度）と 2024 年度（令和 6 年度）の 2 段階による料金改定により、本経営戦略の計画期間では、ある一定程度の財源は確保できると予測しますが、今後も給水人口の減少により水道料金収入も減少することと物価高騰による建設コストの上昇などの影響から、本経営戦略の計画期間以降の更新事業に必要な財源を十分に確保できない恐れがあります。

このような厳しい経済情勢の中で更新事業を進めていくためには、事業規模と財源とのバランスが重要であり、将来に過度な負担を与えないよう更新事業の費用を抑制しつつ平準化を図る必要があります。

そのため、アセットマネジメントによる中長期的な更新需要と財政見通しを比較検討しながら、適切な財政計画に基づく計画的な投資を考える必要性があります。

5　人材の確保と技術継承

水道事業の業務は、会計業務、料金徴収・請求業務、工事設計・監理業務、水道施設の維持管理業務、水質管理業務等のそれぞれ専門的分野が存在します。本組合の組織体制は、主として料金関係・会計を担当する「庶務課」と、設計・工事・施設管理・水質管理を担当する「工務課」の２つの課で構成されています。

今後もより効率的な事業運営を行っていくためには、十分な職員数を維持するとともに個々の能力と組織力の向上が必要となってきます。

個々の能力は研修や熟練職員の長年の経験から得た知識と技術等により向上を図り、組織力は水道ビジョンや経営戦略で掲げた目標を職員で達成できるよう取り組むことが必要です。

また、それぞれが得た知識や技術を次世代の職員へ継承していくためには人材が必要であり、人材確保は年々深刻化していることから人材確保のための取り組みが必要と言えます。

6　民間の資金・ノウハウ等の活用

本組合の水道事業では、個々の業務について一部民間委託を行っていますが、資金・ノウハウ等を活用する形での委託は行っていません。今後は、民間の資金・ノウハウ等の活用について近隣団体や同規模団体等の動向を注視していく必要があります。

特に今後は、老朽化施設の更新により事務量が増大することが想定されることから、事務の更なる効率化を図るため、ＰＦＩ・ＤＢＯ及びウォーターＰＰＰの導入について検討していく必要があります。

7　その他

デジタル技術を活用した人手不足等の課題解決と利便性向上のため、水道スマートメータの導入及び衛生画像から水道水の反射特性をＡＩで解析する漏水調査について、精度や実用性、費用対効果など効率的で有収率の向上に結び付くものなのか調査し、導入について検討していく必要があります。

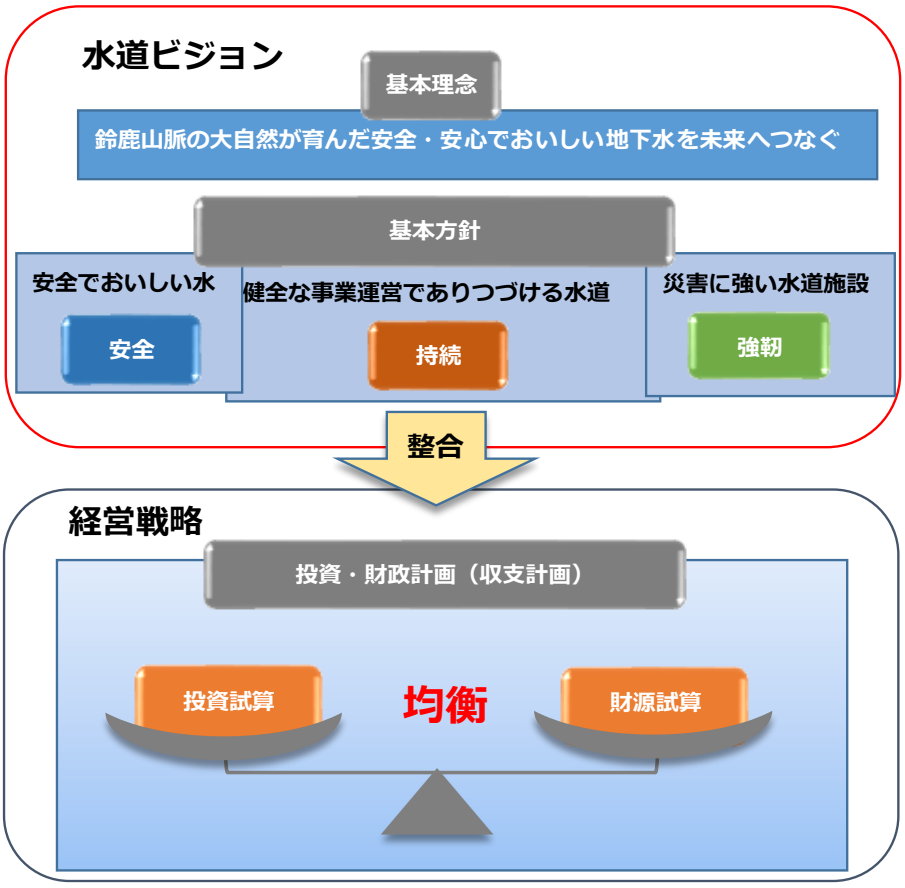
第四章　投資・財政計画

1　水道事業経営の原則と経営戦略の考え方

本組合の水道事業は、水道ビジョンで掲げた基本理念を「鈴鹿山脈の大自然が育んだ安全・安心でおいしい地下水を未来へつなぐ」と定めて「安全でおいしい水（安全）」「災害に強い水道施設（強靭）」「健全な事業運営でありつづける水道（持続）」を基本方針としました。

水道ビジョンの基本理念及び基本方針を将来にわたって実現させるため、水道事業の経営原則である「独立採算」と「受益者負担」の原則に基づき、水道料金による安定的な経営を行っていく必要があります。

そのため、将来の経営合理化を前提とした「投資試算」と「財源試算」を行い、収支が均衡するよう「投資・財政計画」を定め、戦略的な経営を行うことが必要です。



図表 4-1　水道ビジョンと経営戦略の関係

2　投資計画

(1) 投資目標

本経営戦略では、投資目標として各施設の耐震化率等を設定し計画期間内に目標達成に向けて進めてきました。配水池の耐震化率について、低区１号配水池の更新により目標を達成できました。基幹管路の耐震化率は、近年の物価上昇等の厳しい経済情勢を鑑み耐震適合管を含めた耐震適合率に改め、管路の更新率についても目標値の見直しを行いました。有収率について、路面音調を中心とした漏水調査では発見できない潜在的な漏水箇所の特定に至らなかったことや、復元漏水により目標を達成できませんでした。

今後について、配水区域をブロック化し流量調査から漏水発生地区を絞り込み、漏水箇所の特定を行い有収率向上に向けて取り組みます。

項目	当初 目標値	現状	目標	
	2024 年度 （令和 6 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）	2035 年度 （令和 17 年度）
配水池の耐震化率	100%	100.0%	-	-
基幹管路の耐震化率	27.6%	-	-	-
基幹管路の耐震適合率	-	35.0%	37.9%	40.6%
管路の更新率	0.45%	0.17%	計画期間内平均 0.21%	
有収率	84.1%	80.2%	86.7%	87.2%

図表 4-2　投資目標

(2) 水道ビジョンを踏まえた投資計画

給水人口の減少に伴って、水道料金収入が減少することが予想される中で更新事業を着実に進めるため、適正な維持管理によって施設の長寿命化を進め、更新投資の費用額抑制と平準化を図る必要があります。そこで、本組合はアセットマネジメントを実施し、中長期的な更新需要を試算しました。その際、施設の廃止及びダウンサイジング等の検討を行いましたが施設数も少なく、今後においても現状の施設を維持管理していくこととしました。

また、適切な維持管理によって資産を長く使用していくことがアセットマネジメントの概念の一つであることから、国が公表している「実使用年数に基づく更新基準の具体例」を参考に本組合独自の耐用年数を設定し投資計画を策定しました。

管種	内訳	法定耐用年数	設定耐用年数
ダクタイル鋳鉄管	耐震継手を有する　GX 型	40 年	100 年
	耐震継手を有する　その他		80 年
	K 型継手等を有するもののうち良い地盤に布設されている		70 年
	上記以外・不明なものを含む		60 年
鋼管	溶接継手を有する		70 年
	上記以外・不明なものを含む		60 年
塩化ビニル管	RR 継手を有する		60 年
	上記以外・不明なものを含む		60 年
ポリエチレン管	高密度・熱融着継手を有する		100 年
	上記以外・不明なものを含む		60 年
ステンレス管	耐震継手を有する		60 年
	上記以外・不明なものを含む		60 年

図表 4-3　耐用年数設定

※　ダクタイル鋳鉄管の GX 型継手は離脱防止機能を有しており、地震時や軟弱地盤における大きな地震変状に順応できる継手です。

※　地盤条件の良い地盤の判断は、公益社団法人水道技術研究センターが Web で公開している J-SHIS 表層地番（微地形区分）の 250m メッシュデータから判断しています。

(3) 経営の合理化・効率化に向けた取組

現在、業務の大半を職員で行っています。今後は、受付業務及び料金徴収業務等の外部委託の出来る業務について、費用対効果やリスクを十分に検証した上で、外部委託を行い業務の効率化を図ります。

施設故障や事故を予防するために、定期的な点検を行い施設の長寿命化を図ります。

また、管路について埋設環境や管種によって法定耐用年数を超過しても使用できることから、漏水発生状況等を分析し実態に応じた更新を行います。

企業債の効果的な活用を行うとともに、企業債残高の増加を抑制し、将来への負担を軽減するよう取り組みます。企業債の発行については、企業債残高や資金残高が適正な水準となるよう取り組みます。

事務・技術系の業務における経営上の課題を解消し、適正な職員配置を行うとともに、水道事業を継続していく上で、技術継承が必要な業務を検討しつつ効率的・効果的な業務改善に取り組みます。

3　財政計画

(1) 財政目標

本組合の水道ビジョンにおける「健全な事業運営でありつづける水道（持続）」を念頭に、更新需要を踏まえた計画的な投資を適宜行うとともに、財政的にも効率化や健全化に取り組み安定的な事業運営を図ることを前提に投資・財政計画を策定し、以下のとおり目標値を設定しました。

目標①	当期純利益の黒字を維持 （経常収支比率 100%以上）
目標②	将来世代への負担を減らすため、企業債残高の削減 （企業債残高対給水収益比率の類似団体平均値以下）
目標③	安定した経営のために確保すべき運転資金として、資金期末残高４億円以上確保

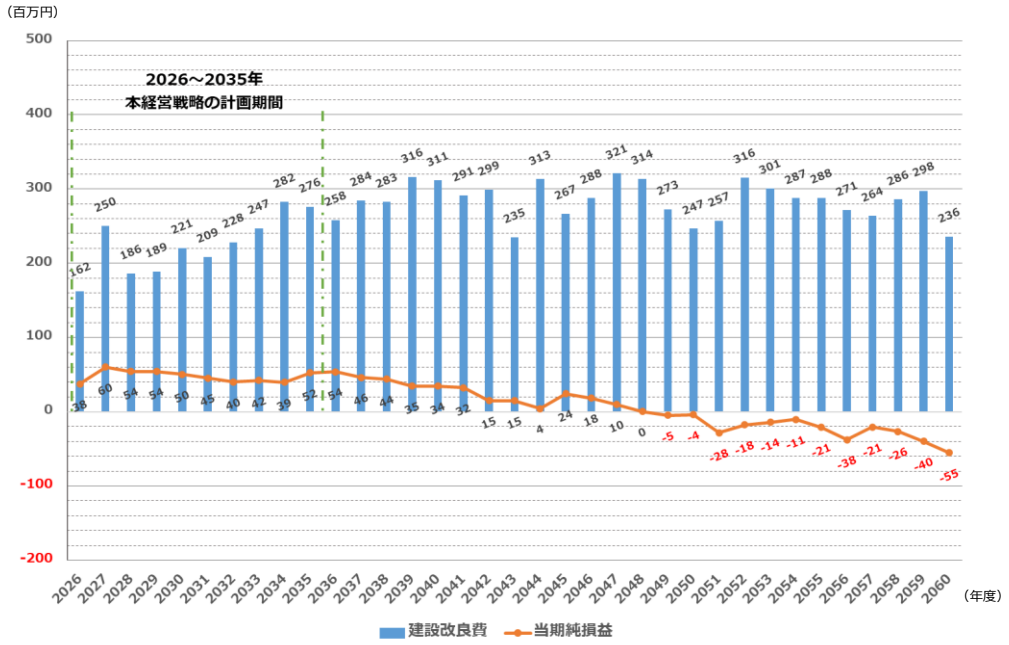
図表 4-4　財政目標

(2) 投資・財源の試算

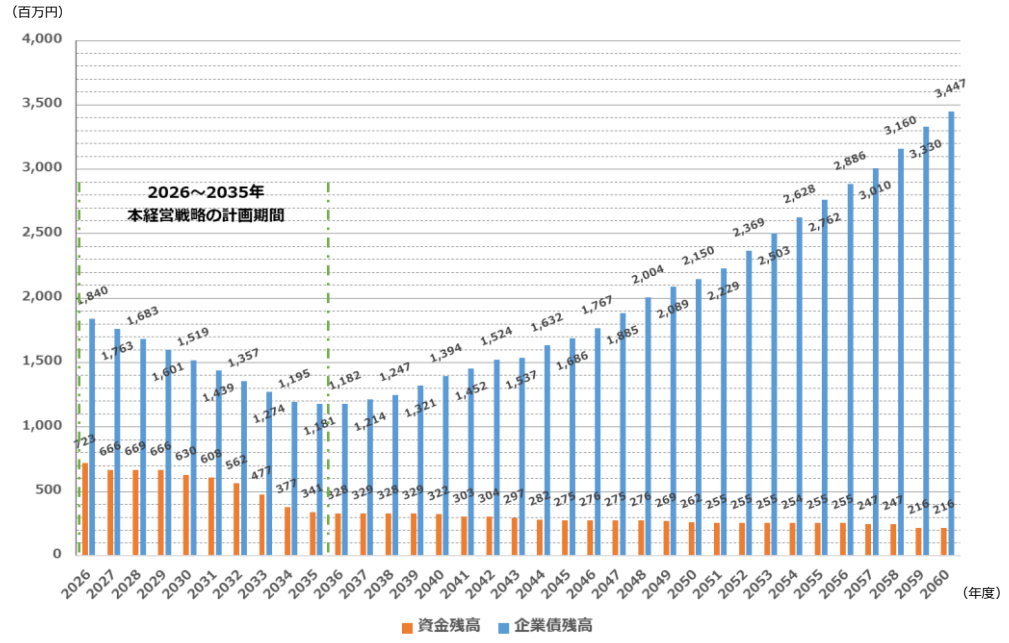
2060 年度（令和 42 年度）までの更新需要を考慮し、2023 年度（令和 5 年度）と 2024 年度（令和 6 年度）の 2 段階による料金改定から間もないことから 2033 年度（令和 15 年度）まで投資額を抑制し資金の確保を重点的に行い、資金が不足する分については企業債の発行によって賄うこととし、投資計画に基づいて 2024 年度（令和 6 年度）の 2 段階目改定料金での長期の財政収支見通しの試算を行いました。

本経営戦略の計画期間では、財政目標である当期純利益の黒字を維持することができるものの、水需要の減少と節水型器具の普及に伴う給水収益の減少、更新投資による減価償却費の増加と企業債支払い利息増加により、2049 年度（令和 31 年度）以降赤字が続く見込みです。

また、企業債残高は 2034 年度（令和 16 年度）からの本格的な更新投資により 2035 年度（令和 17 年度）以降増加し、2060 年度（令和 42 年度）では、企業債残高は 3,447 百万円と予測されます。



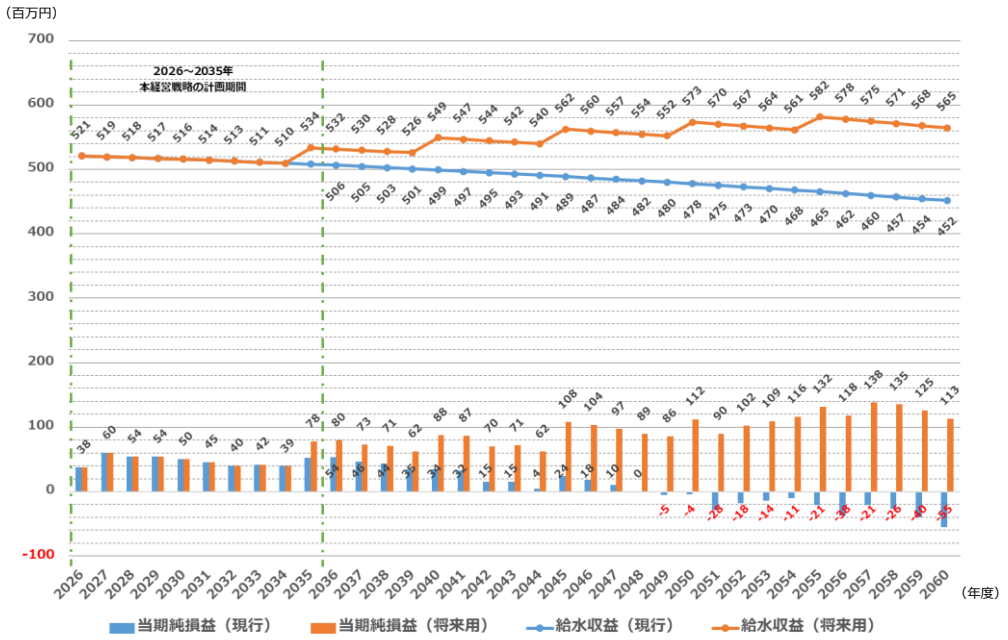
図表 4-5　投資計画額・当期純損益の推移



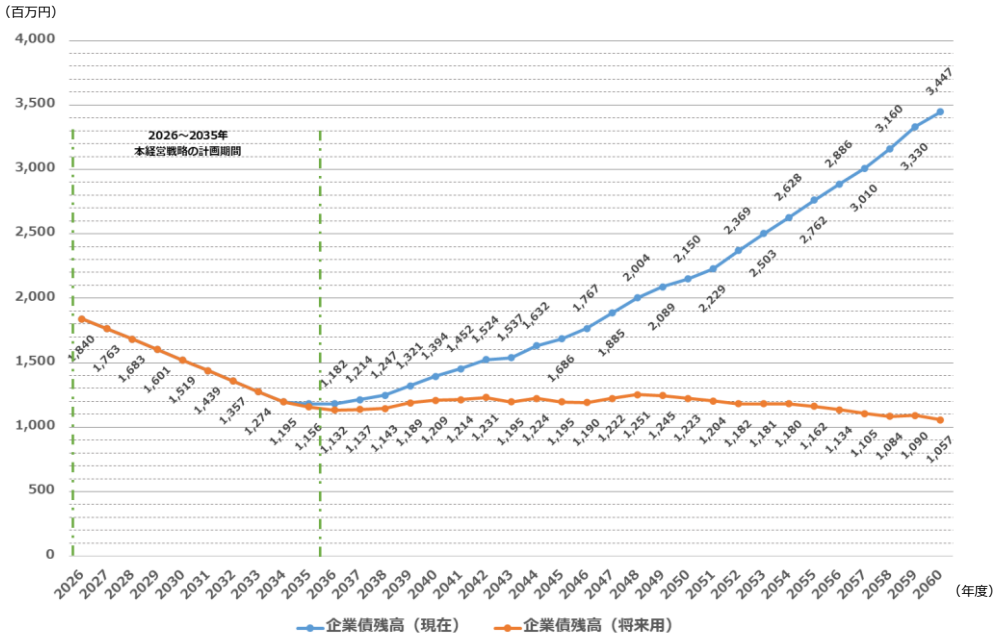
図表 4-6　資金残高・企業債残高の推移

(3) 収支ギャップ解消に向けた取組

安定的な事業運営を継続するため、経営の合理化・効率化に向けて取り組みを実施するとともに、本組合の水道ビジョンを踏まえた投資計画が継続して実行できる財源の確保を目指すため、水道料金を見直すことで収支均衡させることを検討します。



図表 4-7　料金改定の有無による給水収益・当期純損益の推移



図表 4-8　料金改定の有無による企業債残高の推移

財政目標を達成させるため、2035 年度（令和 17 年度）から 5 年ごとに 5 パーセントの料金改定を実施することにより、当期純利益の黒字を維持するとともに、企業債残高を 2060 年度（令和 42 年度）までに約 11 億円まで削減し、安定した経営のために確保すべき運転資金を確保する見込みです。

(4) 経営指標によるシミュレーション比較

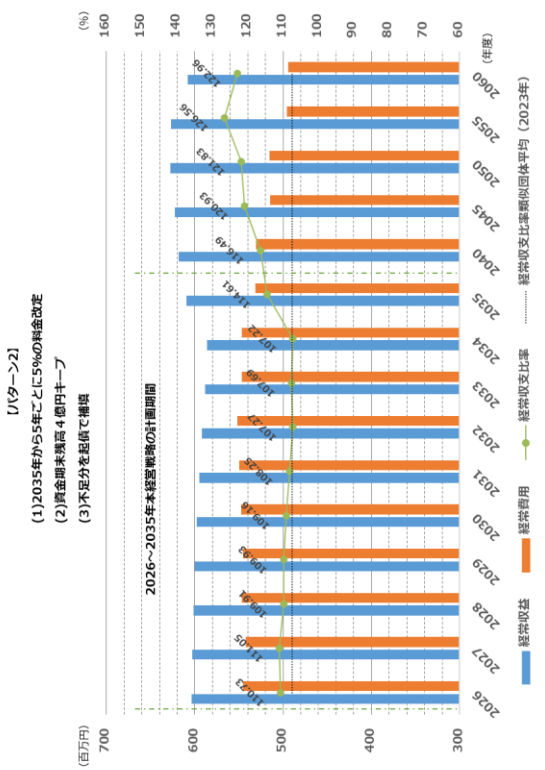
収支ギャップ解消に向けた取り組みについて、料金改定なしと 2035 年度（令和 17 年度）から 5 年ごとに 5 パーセントの料金改定を実施の 2 パターンについてシミュレーション比較しました。財政の健全性を評価する経常収支比率・短期的な支払い能力を評価する流動比率・債務が収益に対してどの程度適切であるかを示す企業債残高対給水収益比率・給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを示す料金回収率・水道水を 1 立方メートル作るのに必要な経費を示す給水原価の経営指標による分析を行いました。

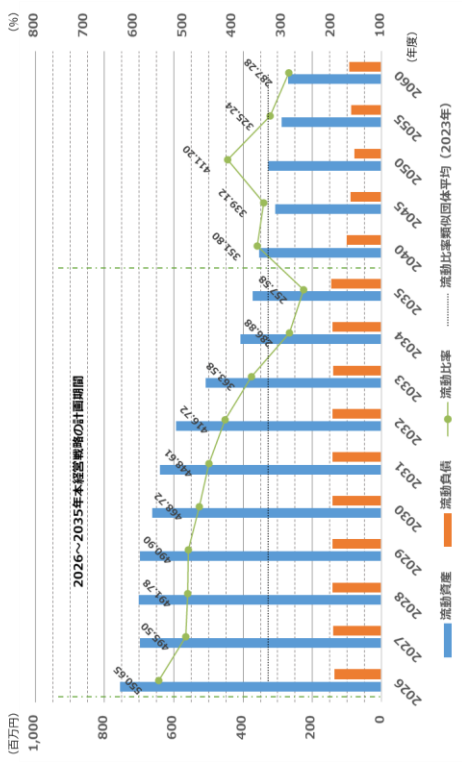
① 料金改定なし

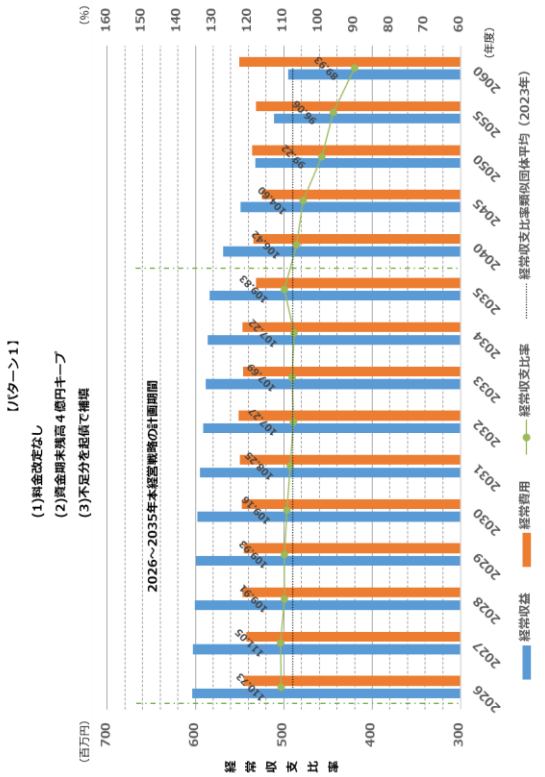
2023 年度（令和 5 年度）と 2024 年度（令和 6 年度）の料金改定により本経営戦略の計画期間以降もしばらくは黒字経営を維持しますが、主な収入源である給水収益が徐々に減少していくことから経常収支比率は低下していき、2049 年度（令和 31 年度）以降赤字経営となります。また、資金不足分を企業債により補填するため 2036 年度（令和 18 年度）以降から企業債残高が急激に増加し企業債残高対給水収益比率も上昇、それに伴い支払利息等による流動負債も増加し流動比率は低下、2042 年度（令和 24 年度）には給水原価が供給単価を上回り経営を圧迫する結果となります。

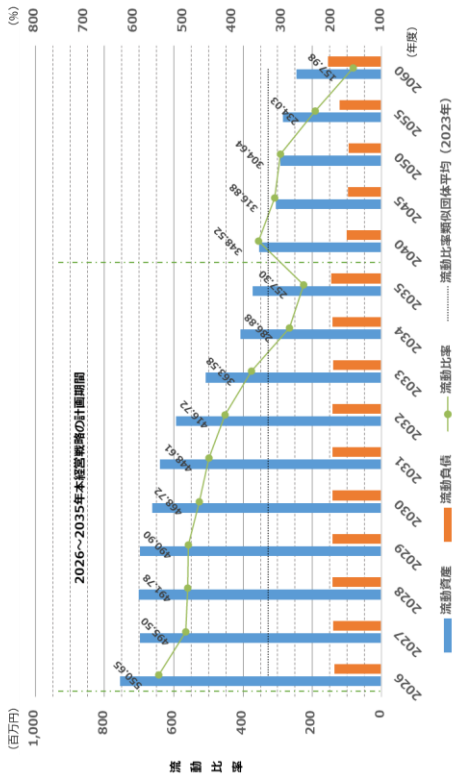
② 2035 年度（令和 17 年度）から 5 年ごとに 5 パーセントの料金改定

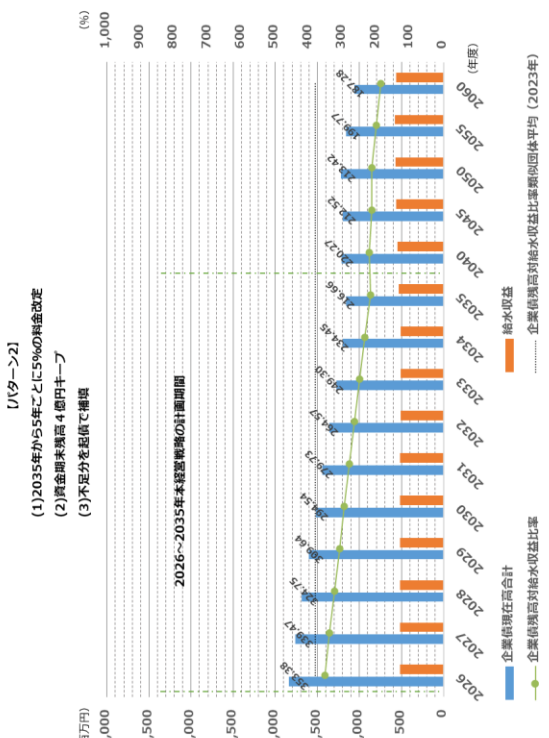
定期的な料金改定により安定的に収益を見込むことができ、資金不足分を企業債により補填しても経常収支比率は高い水準を維持し、本経営戦略の計画期間以降も黒字経営となります。また、安定的な収益確保により起債発行額の抑制と企業債残高の減少に繋がり、企業債残高対給水収益比率も類似団体平均より低い水準を維持、流動比率も類似団体平均値程度を維持し続けることができ、各指標の類似団体平均値と比較しても良好な値を示すこととなり、安定的な経営を行うことが可能となります。

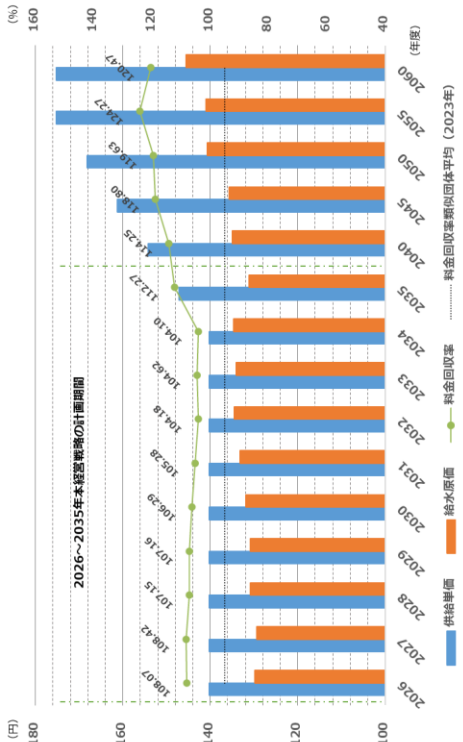

【パターン2】
(1)2035年から5年ごとに5%の料金改定
(2)資金期末残高４億円キープ
(3)不足分を起債で補填
2026～2035年本経営戦略の計画期間
(百万円)
(%)
(年度)
経常収益
経常費用
経常収支比率
経常収支比率類似団体平均（2023年）

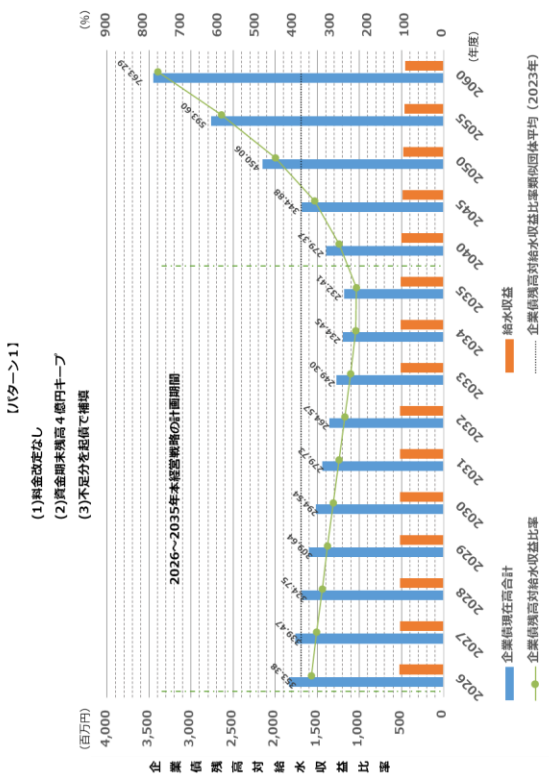

2026～2035年本経営戦略の計画期間
(百万円)
(%)
(年度)
流動資産
流動負債
流動比率
流動比率類似団体平均（2023年）

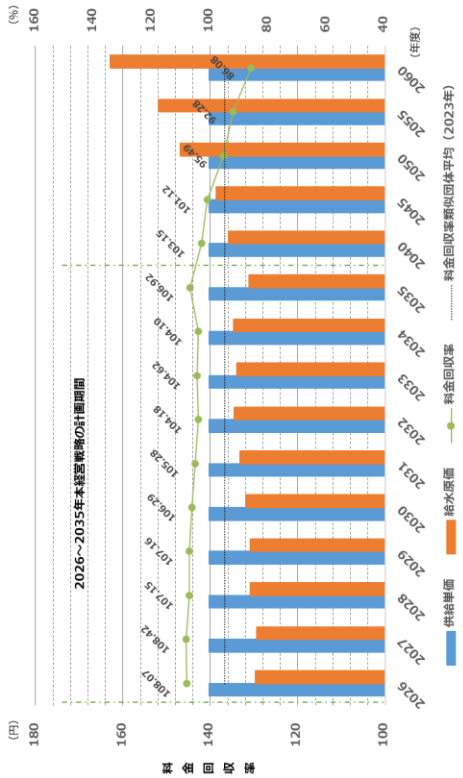

【パターン1】
(1)料金改定なし
(2)資金期末残高４億円キープ
(3)不足分を起債で補填
2026～2035年本経営戦略の計画期間
(百万円)
(%)
(年度)
経常収益
経常費用
経常収支比率
経常収支比率類似団体平均（2023年）
経常収支比率

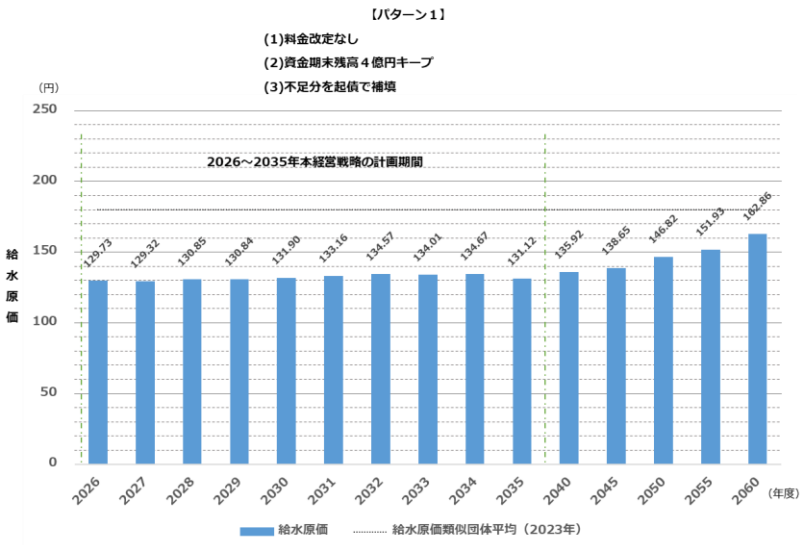

2026～2035年本経営戦略の計画期間
(百万円)
(%)
(年度)
流動資産
流動負債
流動比率
流動比率類似団体平均（2023年）
流動比率

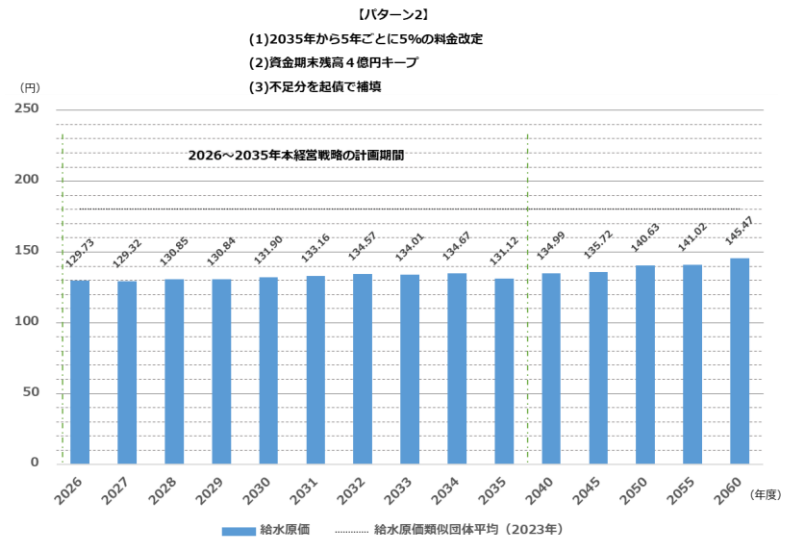

【パターン2】
(1)2035年から5年ごとに5%の料金改定
(2)資金剰余残高4億円キープ
(3)不足分を起債で補填
2026～2035年本経営戦略の計画期間
(百万円)
(%)
(年度)
企業債残高合計
給水収益
企業債残高対給水収益比率
企業債残高対給水収益比率（2023年）


2026～2035年本経営戦略の計画期間
(円)
(%)
(年度)
供給単価
給水原価
料金回収率
料金回収率類似団体平均（2023年）


【パターン1】
(1)料金改定なし
(2)資金剰余残高4億円キープ
(3)不足分を起債で補填
2026～2035年本経営戦略の計画期間
(百万円)
(%)
(年度)
企業債残高対給水収益比率
企業債残高合計
給水収益
企業債残高対給水収益比率（2023年）


2026～2035年本経営戦略の計画期間
(円)
(%)
(年度)
供給単価
給水原価
料金回収率
料金回収率類似団体平均（2023年）





図表 4-9　料金改定の有無による指標の推移

(5) 投資計画を踏まえた財政計画

2060 年度（令和 42 年度）までの更新需要を考慮し、本計画期間の具体的な投資計画に基づき財政収支見通しの試算を行い、収支計画を作成しました。

本経営戦略の計画期間では、2023 年度（令和 5 年度）・2024 年度（令和 6 年度）実施の 2 段階による料金改定後の収支と年度ごとの投資額等を考慮し、資金の確保を念頭に資金が不足する分については、企業債の発行によって調達することとして収支計画の試算を行っています。

（設定条件）

① 計画期間は、本経営戦略の計画期間である 2026 年度（令和 8 年度）から 2035 年度（令和 17 年度）の 10 年間とします。

② 給水収益は、2023 年度（令和 5 年度）・2024 年度（令和 6 年度）の 9 パーセント 2 段階による料金改定を踏まえた金額とします。

③ 資金残高は、会計年度中に変動する資金と支払の過去実績等から 4 億円程度を確保することとします。

④ 資金の計画値が 4 億円を下回る場合には、その分を新規の企業債によって調達することとして収支計画を立案します。

⑤ 2035 年度（令和 17 年度）から 5 年ごとに 5 パーセントの料金改定を行うこととします。

4　投資・財政計画（収支計画）

(1) 前提条件

投資・財政計画（収支計画）の前提条件は、以下のとおりとします。

前提条件			
収益的収支	収益	料金収入	予想有収水量×供給単価（過年度 5 年の平均単価）で算定 2035 年から 5 年ごとに 5 パーセントの料金改定を踏まえて算定
		受託工事収益	2024 年度（令和 6 年度）決算見込が 2029 年度（令和 11 年度）まで継続、それ以降 3%減少すると仮定
		その他営業収益	2024 年度（令和 6 年度）決算見込が継続すると仮定
		補助金	2024 年度（令和 6 年度）決算見込が継続すると仮定
		長期前受金戻入	現有固定資産における補助金等の減価償却相当額より算定
		その他営業外収益	2024 年度（令和 6 年度）決算見込が継続すると仮定
		特別利益	特別要因（過年度修正損益）を除けば、過去実績はほとんどないため、見込まない。
	費用	職員給与費	過年度の実績に将来の人員計画等を加味して算定
		経費（動力費、修繕費、材料費）	動力費は 2024 年度（令和 6 年度）の有収水量 1 ㎥当たりの額×予想有収水量で算定、修繕費は過年度 5 年の平均額に 1 割加算した額が継続、材料費は 2024 年度（令和 6 年度）決算見込が継続すると仮定
		経費（その他）	2024 年度（令和 6 年度）決算見込等が継続すると仮定
		減価償却費	「投資計画」を踏まえて算定
		支払利息	既発債は年度別償還予定額による 新規債は償還期間 30 年、据置 5 年、元利均等方式、利率 2.5% ※利率については過年度の利率等を踏まえ設定
		その他営業外費用	2024 年度（令和 6 年度）決算見込が継続すると仮定
		特別損失	将来の固定資産の解体撤去計画を見込んで算定
資本的収支	収入	企業債	企業債への依存度を減らしていくために、各年度の企業債発行額は資金残高 4 億円を確保するための不足分を企業債の発行で行うものと仮定して算定
		固定資産売却代金	将来は見込んでいない
		工事負担金	将来は見込んでいない
		その他	将来は見込んでいない
	支出	建設改良費	年度別の建設改良事業計画に基づいて算定
		企業債償還金	既発債は償還予定額、新規債は「支払利息」の条件に基づき算定
		その他	将来は見込んでいない

図表 4-10　前提条件

(2) 収益的収支

（単位:千円）

区分 ＼ 年度	2023年度（決算）	2024年度（決算見込み）	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
収益的収支 収益的収入 1.営業収益 (A)	527,924	582,653	581,737	580,503	579,275	578,055	576,841	574,791	572,422	570,086	567,782	565,508	588,677
(1)料金収入	482,322	522,823	521,907	520,673	519,445	518,225	517,011	515,803	514,263	512,731	511,209	509,695	533,601
(2)受託工事収益 (B)	8,106	26,800	26,800	26,800	26,800	26,800	26,800	25,996	25,216	24,460	23,726	23,014	22,324
(3)その他	37,496	33,030	33,030	33,030	33,030	33,030	33,030	32,992	32,943	32,895	32,847	32,799	32,752
2.営業外収益	24,299	24,850	23,485	23,420	23,339	22,983	22,760	22,760	22,766	21,530	20,617	20,821	20,439
(1)補助金	952	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960
他会計補助金	952	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960
その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)長期前受金戻入	23,173	23,241	21,888	21,823	21,741	21,386	21,163	21,163	21,169	19,933	19,020	19,225	18,843
(3)その他	174	649	637	637	637	637	637	637	637	636	636	636	636
収入計 (C)	552,223	607,503	605,222	603,923	602,614	601,038	599,601	597,551	595,188	591,615	588,399	586,329	609,116
収益的支出 1.営業費用	432,406	508,374	523,404	520,990	518,949	523,900	523,312	526,092	529,318	531,825	527,519	528,800	514,230
(1)職員給与費	76,920	99,246	99,507	100,472	101,447	102,433	103,427	104,432	102,500	103,525	104,561	105,606	106,662
基本給	43,087	49,588	50,061	50,539	51,022	51,510	52,002	52,500	50,743	51,250	51,763	52,280	52,803
退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	33,834	49,658	49,445	49,933	50,425	50,923	51,425	51,932	51,758	52,275	52,798	53,326	53,859
(2)経費	147,288	197,614	192,110	189,396	188,208	187,782	185,476	184,780	192,933	189,350	183,645	198,358	187,909
動力費	36,606	48,990	48,766	48,651	48,536	48,422	48,308	48,196	48,052	47,909	47,766	47,625	47,484
修繕費	24,923	32,455	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273	37,273
材料費	5,223	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521	5,521
その他	80,536	110,648	100,550	97,951	96,878	96,566	94,373	93,790	102,088	98,647	93,085	107,939	97,631
(3)減価償却費	208,198	211,514	231,787	231,121	229,293	233,685	234,408	236,881	233,884	238,950	239,313	224,836	219,658
2.営業外費用	28,626	26,747	25,094	24,425	23,711	22,941	22,135	21,321	20,512	19,708	18,874	18,036	17,225
(1)支払利息	27,595	26,143	24,490	23,821	23,107	22,337	21,531	20,717	19,908	19,104	18,270	17,432	16,621
(2)その他	1,031	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604
支出計 (D)	461,032	535,121	548,498	545,415	542,660	546,841	545,447	547,413	549,830	551,533	546,393	546,836	531,455
経常損益 (C)-(D) (E)	91,191	72,382	56,724	58,508	59,953	54,196	54,154	50,137	45,358	40,082	42,006	39,493	77,661
特別利益 (F)	160	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 (G)	0	0	0	21,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益 (F)-(G) (H)	160	144	0	△ 21,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	91,351	72,526	56,724	37,508	59,953	54,196	54,154	50,137	45,358	40,082	42,006	39,493	77,661
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	185,709	183,281	240,005	277,513	337,467	391,663	445,817	495,954	541,312	581,395	623,400	662,894	740,554
流動資産 (J)	675,168	685,786	737,028	754,844	698,407	701,021	697,844	661,634	639,464	594,190	508,825	408,489	373,174
うち未収金	10,914	19,520	17,452	17,415	17,378	17,342	17,305	17,244	17,173	17,103	17,033	16,965	17,660
流動負債 (K)	215,633	132,639	130,834	137,083	140,950	142,548	142,155	141,156	142,543	142,587	139,950	142,390	144,878
うち建設改良費分	99,789	95,153	100,333	106,582	110,449	112,047	111,654	110,655	112,042	112,086	109,449	111,889	114,377
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金	108,910	29,580	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235	25,235
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	519,818	555,853	554,937	553,703	552,475	551,255	550,041	548,795	547,206	545,626	544,056	542,494	566,353

図表 4-11　収益的収支

（3）資本的収支

（単位：千円）

区分		年度	2023年度（決算）	2024年度（決算見込み）	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	73,000
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2．他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3．他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4．他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5．他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6．国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7．固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8．工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	73,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B) (C)	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	73,000
	資本的支出	1．建設改良費	212,144	115,358	132,201	178,728	275,121	204,457	207,651	242,678	229,481	251,280	271,861	310,603	303,552
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2．企業債償還金	100,607	99,789	95,153	100,333	106,582	110,449	112,047	111,654	110,655	112,042	112,086	109,449	111,889
		3．他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4．他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	312,751	215,147	227,354	279,061	381,703	314,906	319,698	354,332	340,136	363,321	383,947	420,052	415,440
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			262,751	185,147	197,354	249,061	351,703	284,906	289,698	324,332	310,136	333,321	353,947	390,052	342,440
補填財源		1．損益勘定留保資金	224,464	92,534	112,336	176,813	289,692	207,319	216,820	248,271	239,274	265,478	289,232	319,815	275,845
		2．利益剰余金処分額	19,000	83,000	73,000	56,000	37,000	59,000	54,000	54,000	50,000	45,000	40,000	42,000	39,000
		3．繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4．その他	19,287	9,613	12,018	16,248	25,011	18,587	18,877	22,062	20,862	22,844	24,715	28,237	27,596
		計 (F)	262,751	185,147	197,354	249,061	351,703	284,906	289,698	324,332	310,136	333,321	353,947	390,052	342,440
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)			2,075,232	2,005,443	1,910,289	1,839,956	1,763,374	1,682,925	1,600,878	1,519,224	1,438,569	1,356,527	1,274,441	1,194,992	1,156,103

図表 4-12　資本的収支

5　総括

本経営戦略の計画期間である 2026 年度（令和 8 年度）から 2035 年度（令和 17 年度）において、当期純利益は黒字を維持しているものの、料金改定を行わなければ給水人口の減少と節水型器具のさらなる普及により水需要は徐々に減少し給水収益も減少することから 2049 年度（令和 31 年度）以降、赤字経営となります。資金計画値 4 億円を下回った場合に企業債によって賄うため、更新投資により 2035 年度（令和 17 年度）以降、企業債残高が大幅に膨らむ見通しとなり、さらに、企業債残高の増加により支払い利息等の増加が経営を圧迫することになります。

しかし、2035 年度（令和 17 年度）から 5 年ごとに 5 パーセントの料金改定を行うことにより安定的な収益を確保することができ、長期にわたり黒字経営を維持することができます。更新計画に基づき投資を行い、資金計画値 4 億円を下回った分を企業債で賄う場合においても企業債残高を減少させながら事業を継続することができ、安定的な経営を持続することができます。

依然厳しい経済情勢の中、水需要が減少していく一方で更新需要の増加に対処するため、施設の統廃合、施設の長寿命化及び管路の管種選定やダウンサイジング、目標耐用年数の設定を行い、アセットマネジメントの精度の更なる向上を図る必要があります。

また、経営の合理化や効率化、徹底した工事費の削減に取り組むとともに、必要に応じて適宜経営戦略を見直していく必要があります。

第五章 経営基盤強化に向けた今後の取組

1　適正な料金水準

(1) 経費の予測と適正な料金水準の維持

水道使用量は、2007 年度（平成 19 年度）をピークに年々減少傾向が続いており、当初の経営戦略策定（令和 2 年 3 月策定）直後からコロナウイルス感染症が蔓延し、手洗いによる感染防止対策のため 2020 年度（令和 2 年度）は使用量が増加したものの、それ以降は再び減少傾向が続いています。

経営環境は一層厳しさを増し、使用量の減少に伴い給水収益が減少することが今後も続くと予測されます。老朽化した施設及び管路を更新する財源を確保するためには、適正な料金水準を維持する必要があります。

水道事業は、独立採算制を基本に水道料金収入を主たる財源としており、今後の経費予測と水道料金とのバランスを比較してどの程度の料金水準が適正であるか適宜調査します。

(2) 料金水準の見直しとその影響

2023 年度（令和５年度）と 2024 年度（令和６年度）にそれぞれ９パーセントの料金改定を行い、近年の社会情勢などを考慮して投資計画などの見直しを図り長期シミュレーションを行った結果、10 年間は料金改定を行わず健全な経営を維持できる見通しとなりました。

今後も、経営戦略に定める目標値を達成できるよう財政状況を注視し、現状を把握するとともにシミュレーションによる料金改定のタイミングと需要者への影響を考慮し、今後の事業経営に必要となる料金水準について複数パターンを検討します。

2　適正な財源確保

(1) 負担の公平性

水道事業における施設及び管路の更新財源をすべて内部留保資金で賄うことは現実的ではありません。また、今後予測される災害等の不測の事態が発生した場合の復旧財源として一定量必要であることから、不足分については企業債の発行により必要な財源を調達することになります。しかし、過度に企業債の発行に頼りすぎると、将来世代へ負担を先送りしてしまうことになります。このような世代間による負担の公平性に配慮し、将来にわたって適正な財源を確保していく必要があります。

そのため、水道料金と企業債のバランスのとれた財源確保を目指すために、アセットマネジメントの更なる充実を図り、将来世代の負担軽減に向けて企業債残高の減少に取り組みます。

(2) 財政運営の基本方針

近年頻発する自然災害や新たなウイルスなどの感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、緊急対応するために必要となる資金の確保として、資金期末残高４億円の確保に取り組みます。

3　技術継承のための人材育成

(1) 職種ごとの研修計画

水道事業は専門的技術が必要であり、職員が知識や技術を身に着けるために課や職種または部門ごとに習得すべき技術などの内容を明確にしたうえで、外部研修会への参加を計画的に行います。

(2) 職員間での技術継承

当組合では他の市町のように他部署への人事異動などがほとんどなく、職員間で知識や技術を深めることができる強みがあります。

職員が能力を十分に発揮し、職員が担うことができることは職員で行い、高い意欲をもって業務を行うことが技術継承にもつながることから、多様性を認め合い職員が育つ環境づくりに取り組みます。

4　広域化等に係る取組

ゆるやかな広域連携の推進

本組合では、2016 年度（平成 28 年度）から、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」に参画しており、経営基盤の強化、人材育成と技術継承、事故災害対応力強化を取り組みの柱とし、システムの共同化・資機材の共同発注・共同職員研修など広域化に向けて取り組みを行っています。

今後も、取り組みに対する経費削減や費用対効果など精査し、広域化に係る取り組みを進めていきます。

5　施設及び管路の長寿命化

施設の点検と管路診断

浄水場、配水池等の水道施設について、日常点検及び定期的な精密点検により不具合箇所の早急な修繕や消耗品の交換を行い、各機器の重故障を回避し長寿命化に努めます。

高額な更新費用を要する基幹管路については、直接診断により管体の劣化状態を把握し、継続使用が可能な管については更新時期を見直し長寿命化に努めます。

また、管路更新には耐震性がある長寿命管を採用することにより将来の更新需要を抑制し、ライフサイクルコストの削減に努めます。

6　その他の取組

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化など、さまざまな課題に直面しており、将来にわたって安定的な事業運営を行っていくためには、広域連携を通した運営基盤の強化と業務の効率化を図る必要があります。

このような課題に対応する手段として、人工衛星データを活用した AI による漏水検知、スマートメータによる検針業務などデジタル技術を活用することで業務の効率化に期待できます。

今後、導入効果が高く活用可能な技術と判断したシステムや設備の導入について、先進的な事例を参考にし、DX を推進していきます。

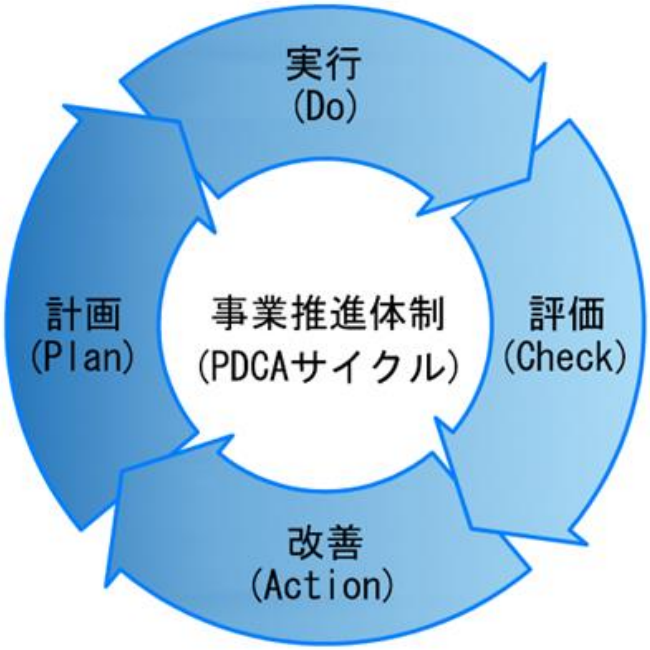
第六章 経営戦略の事後検証等

1　事後検証及び経営戦略の改定について

本経営戦略の計画期間は 2026 年度（令和 8 年度）から 2035 年度（令和 17 年度）までの 10 年間ですが、『経営戦略策定・改定ガイドライン』（総務省）では、その推進に当たり毎年度進捗管理を行うとともに、3 年から 5 年に一度見直しを行うこととされています。

「経営戦略」の事後検証については、PDCA サイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））を導入し、毎期決算後に計画と実績に大きな乖離がないか検証を行い、必要に応じた改善施策を講じます。

また、3年から5年ごとに進捗状況や取り組み内容の検証を行い、現状分析や水道事業を取り巻く環境の変化等に考慮しつつ、適宜経営戦略の見直しを図っていきます。



図表 6-1　経営戦略フォローアップ体制

語句の説明

〔あ行〕

■アセットマネジメント（あせっとまねじめんと）

安全な水を継続して供給していくため、必要な施設整備及び更新の費用と財源を算定し、中長期的な視点で財政の収支を検証する手法です。

■ウォーターＰＰＰ（うぉーたーぴーぴーぴー）

ウォーターＰＰＰとは、「Public Private Partnership」の略で、水道分野において、行政と民間企業が協力して公共サービスを提供する官民連携の方式のことを言います。

〔か行〕

■基幹管路（きかんかんろ）

管路のうち、特に重要性の高い管路のことを言います。本組合では、導水管、送水管及び口径 250 ミリメートル以上の配水管を基幹管路と位置づけています。

■企業債、起債（きぎょうさい、きさい）

地方公営企業の行う、建設改良事業等に要する資金を充てるために起こす地方債のことを言います。

■給水収益（きゅうすいしゅうえき）

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（自治法 225 条）を言います。通常、水道料金としての収益がこれに該当します。

■給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道から給水を受けている人口を言います。給水区域外からの通勤者及び観光客は給水人口には含まれません。

■経営戦略（けいえいせんりゃく）

水道事業計画のうち、経営に特化したもので財政的な裏づけのもと、将来に渡り安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となります。

■経常損益（けいじょうそんえき）

水道料金及び加入金等の収入から職員給与、電気代及び薬品代等の支出を差し引いたものを経常損益と言います。なお、これに特別損益を加えたものを当期純損益と言います。

■減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

固定資産を取得した際に費用が一括計上され、その後固定資産を使用して長い期間に収益が生じたのでは費用と収益が対応しません。そこで、収益が発生すると見込まれる期間に合わせて費用を按分して計上します。この按分した費用を減価償却費と言います。

〔さ行〕

■浄水場（じょうすいじょう）

原水をきれいにして、水道法に定められている水質基準に適合した水道水とするための処理を行う施設のことを言います。

■総合計画（そうごうけいかく）

地方自治体が行う、まちづくりの全ての計画の最上位に位置づけられる基本計画であり、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれています。本経営戦略において、第２次東近江市総合計画及び第２次愛荘町総合計画が関連します。

■送水管（そうすいかん）

浄水場で作られた水道水を配水池へ送るための管路と配水池から別の配水池へ送るための管路のことを言います。

〔た行〕

■耐震管（たいしんかん）

耐震管には管の継手に伸縮性があるもの、管自体が柔軟であるもの等があり、地震時の揺れに対し、これらの柔軟な構造で破損を防止する構造を持つものを言います。

■耐震適合管（たいしんてきごうかん）

耐震管以外の管路でも布設された地盤の状況を勘案すれば耐震性があると評価できる管を言います。

■ダウンサイジング（だうんさいじんぐ）

水需要の減少にあわせてタンクの容量、管路口径及びポンプ能力等の施設規模を小さくし、コスト縮減を行うことを言います。

■導水管（どうすいかん）

原水を送るための管を導水管と言います。本組合では井戸から浄水場へ送る管路が該当します。

〔は行〕

■配水管（はいすいかん）

配水池に貯められている水道水を各家庭まで送り届ける管路のことを言います。

■配水池（はいすいち）

浄水場で作られた水道水を貯めておくタンクのことを言います。ここから需要者の家庭へ地中に埋められている配水管を通して水道水が配られていきます。水を貯めておくことにより、一時的に給水量が増加した場合にも対応することが可能となります。

■復元漏水（ふくげんろうすい）

さまざまな要因により漏水が絶えず発生し、修繕を行っても時間が経つにつれて再度漏水が発生することを言います。

■法定耐用年数（ほうていたいようねんすう）

減価償却資産を複数年にわたって費用配分するため決められた費用配分年数のことを言います。

〔や行〕

■有収率（ゆうしゅうりつ）

料金徴収の対象となった水量に対する、配水池から送られた配水量の割合を示したものを言います。料金徴収の対象とならない漏水等が増えるとこの割合が低下します。

〔ら行〕

■老朽管（ろうきゅうかん）

概ね布設後、40 年が経過した管を言います。管路の老朽化が進行すると、災害に対する脆弱性の増大や漏水量の増加につながるため、適宜更新していく必要があります。

■ＤＢＯ（でぃびーおー）

ＤＢＯとは「Design Build Operate」の略で、民間事業者に施設の設計・建設・運営を一括して行い、施設の所有及び資金の調達については行政が行う手法のことを言います。

■ＰＦＩ（ぴーえふあい）

ＰＦＩとは「Private Finance Initiative」の略で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のことを言います。



やすらぎの『愛知』ふれあい『行政』
愛知郡広域行政組合
水　道　事　務　所
東近江市愛東町 1676 番地
TEL. 0749-46-0168
I　P. 050-5801-0900
FAX. 0749-46-8020